

平成28年白浜町議会第4回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成28年12月14日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成28年12月14日 9時31分

1. 閉 議 平成28年12月14日 16時14分

1. 散 会 平成28年12月14日 16時14分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	恵三	4番	溝口	耕太郎
5番	丸本	安高	6番	水上	久美子
7番	廣畑	敏雄	8番	三倉	健嗣
9番	長野	莊一	10番	岡谷	裕計
11番	南	勝弥	12番	玉置	一
13番	楠本	隆典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務局 主 査 東 泰 士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	田 井	郁 也
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	高 田	義 広
民生課長	三 栖	健 次	住 民 保 健 課 長	廣 畑	康 雄

生活環境課長	玉置	孔一	観光課長	愛須	康德
建設課長	坂本	規生	上下水道課長	濱口	伊佐夫
会計管理者	中本	敏也	消防長	大江	康広
教育委員会					
教育次長	寺脇	孝男	総務課課長	久保	道典
総務課副課長	小川	敦司			

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成28年第4回定例会2日目を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布しております。

本日は一般質問を予定しております。

平成28年度定期監査報告書が白浜町監査委員より提出され、配布しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可いたします。

9番長野君の一般質問を許可いたします。長野君の質問は一問一答形式であります。

まず最初の、とんだ幼児園食物アレルギー給食の実施についての質問を許可いたします。

9番 長野君（登壇）

○9 番

議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがいまして、質問を行います。

その前に10月18日から20日までの間、総務文教厚生常任委員会で福島県会津美里町、山形県白鷹町へ新庁舎建設にかかる取り組み、複合施設建設の取り組みと行政調査を行ってきました。

両町とも防災機能の拠点となる庁舎づくりの観点から、スピーディーに取り組んでいました。分散している庁舎の統合や複合施設にすることで、管理の一体化、一元化を行い、維持管理に縮減を図ったり、災害に強い庁舎や複合施設として最大限、補助金を活用するなど、町民の意見を最大限に生かし、防災や交流拠点となる施設づくりを計画的かつスピーディーに行っているなど、参考にすべき点が多くありました。

また、視察先の町議会の取り組みとして、庁舎建築には巨額の予算を投じて事業が執行されることから、庁舎の位置を初めとする議決事項や予算の審議を円滑に進め、町民の負託にこたえるべく、庁舎建設を推進すべく特別委員会を設置し、積極的な取り組みを行っていました。

今後、白浜町も新庁舎建設に伴う話し合いが始まると思いますが、白浜町議会、また委員会としても、庁舎建設のみならず公共施設の複合化、それに伴う行政機構改革など、総合的に審議を重ね、計画的かつ積極的に取り組みを行う必要があると感じました。

以上、簡単ではありますが、総務文教厚生常任委員会の行政調査の報告といたします。

それでは、始めさせていただきます。

まず、初めに質問事項1、とんだ幼児園食物アレルギー給食の実施について、お尋ねいたします。

その1点目、とんだ幼児園の食物アレルギー対応の取り組み状況と、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

食物アレルギー、私たちの体には、有害な細菌やウイルスなどの病原体から体を守る免疫という働きがあります。食物アレルギーは、この免疫が本来有害なはずの食べ物に対して、過敏に反応してしまうようになった状態のことを言います。

通常、食べ物は異物として認識しないようにする仕組みが働き、免疫反応を起こさずに栄養として吸収することができるのですが、免疫反応を調整する仕組みに問題があったり、消化呼吸機能が未熟だと、食べ物を異物として認識してしまうことがあります。それによって起こるアレルギー反応が食物アレルギーであります。食べ物を食べると腸から吸収されたアレルギーが血液に乗って全身に運ばれるため、目、鼻、喉、肺、皮膚、腸などさまざまな部位で症状があらわれます。食物アレルギー、食べ物を食べたときだけでなく、さわったり吸い込んだり、注射液に含まれる植物抗原が体内に入ったりしたときにも起こります。

数年前から、とんだ幼児園食物アレルギー給食の実施について、各方面から要望をしていると思います。当局は、要望以降、とんだ幼児園の調理施設環境の検証を目的に、アレルギー配慮型環境構築について、調理施設環境の検証を行ったと聞いております。

その結果、とんだ幼児園の現在の調理施設では、食物アレルギー対応の給食を提供するこ

とは非常に危険であり、専用建屋を設けて対応する必要があるとの検証結果を終え、現在、その建築に向けての検証に入っているとのことですが、食物アレルギーに悩むお子さんを持つ保護者の皆さんの切実な願いでもあります。また、子どもたちは白浜町にとって、大切な、大切な宝物でございます。

そこで、お伺いをいたします。とんだ幼稚園食物アレルギー給食の実施に向けての、今後の方向性、次年度に向けての取り組みについて、町長のお考えをお聞きいたします。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

とんだ幼稚園での食物アレルギー給食の実施に向けての今後の方向性及び次年度に向けての取り組みについてのご質問をいただきました。

議員ご承知のとおり、アレルギー症状は、原因物質と接することにより生じるものですが、環境の整備により症状を抑えることが可能であるとされています。アレルギー疾患は、専門性が高く、研究も日々進歩しており、考え方や治療方法も変化してきています。

町立保育園に通園しているアレルギーを持った子どもの数は年々ふえてきておりまして、平成23年は全体の6%でしたが、平成27年は10%に増加していると聞いているところです。なお、各園の取り組み状況につきましては、担当課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

町立保育園では、アレルギー疾患を持つ子どもへの取り組みとして、安全管理マニュアルを策定し対策を講じており、万が一事故が起きた場合でも、嘱託医や救急との連携など対応や役割分担を明確にして組織的に対応するようマニュアル化してございます。

一般的に、食物アレルギーを持つ子どもの保護者は育児不安になることが多く、個々の子どもに応じて配慮するなど丁寧に対応することが望まれているため、入園面接時等の早い時期にアレルギーを持つ子どもを把握し、保育園での生活や食事の具体的な取り組みにつきまして、保護者に対して園長、担任、栄養士を交えて説明をしてございます。

また、アレルギー疾患を持つ子どもにつきましては、職員会議等で全職員に周知をし、ヒヤリ・ハットがないように、複数の目で確認し合うよう努めてございます。アレルギー疾患に対する正しい知識を身につけるために、職員は研修会等へも積極的に参加しているところでございます。

とんだ幼稚園の食物アレルギー対応のこれまでの取り組み状況につきましては、平成26年に3回、保護者に白浜幼稚園の調理施設の現状を見ていただきました。平成26年11月には、町長ととんだ幼稚園の保護者との懇談会を開催し、食物アレルギーについての意見交換を、さらに同年11月以降に、計3回、アレルギー対策の講演会及び講習会を開催してございます。

平成27年度に入りましてからは、調理施設環境の検証をすることを目的に、専門業者にアレルギー配慮型環境構築のコンサルティング業務を委託し、白浜幼稚園、とんだ幼稚園の

調理施設の検証を行いました。また、平成26年度の懇談会で要望のあったアレルギー表示バッジにつきましても、町内の園児及び未就園児の希望により配布をしてございます。さらに、職員研修の充実も、現在、積極的に取り組んでおります。

現在、昨年度に実施した専門業者によるコンサルティング業務において、とんだ幼稚園の現在の調理施設で、食物アレルギー対応の給食を提供することは非常に危険であり、提供するためには、専用建屋を設けて対応する必要があるとの検証結果を得たため、専用建屋の建築に向けての検討に入っているところでございます。今後、その検討が終わり次第、専用建屋建築の予算化に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

専用建屋建築の予算化に向けて取り組むということではありますが、町長の5つの約束、26項目の1つの中に、食物アレルギーへの対応と支援を行いますとあります。速やかな対応と取り組みが大事だと思います。いつごろを目途に予算化を予定しているのか、町長の思いも含めてお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

食物アレルギー児への対応と支援は私の公約の1つでもございますので、専用建屋の建築に向けての検討が整い次第、どういう形が一番いいのかということも含めて、次年度への予算化に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

大変前向きな力強い答弁を賜りました。先ほども申しましたが、子どもたちは白浜町の大切な、大切な宝物でございます。また、食物アレルギー給食が実施可能となりましたら、若者の定住促進にもつながると思います。

これで、とんだ幼稚園食物アレルギー給食の実施についての質問を終わります。

○議 長

以上で、幼稚園食物アレルギー給食の実施についての質問は終わりました。

続きまして、2点目、防災についての質問を許可いたします。

9番 長野君（登壇）

○9 番

続きまして、質問事項2 防災についてお尋ねいたします。

まず1点目、先月の11月26日、住民保健課主催の第8回ウォーキング大会に参加させていただきました。町長を初め、196名の参加者があり、稲むらの火の館、濱口梧陵記念館、津波防災教育センターを見学しました。

防災体験室では、来たるときに備えて、津波から命を守る応急、復旧、予防の3つの知恵を学んできました。応急ゾーンは、被災後3日間を生き抜くための学習、復旧ゾーンは、被

災から再び立ち上がるための学習、予防ゾーンは災害に強いまちづくりのための学習、津波シミュレーションでは、長さ約16メートルの津波実験水槽で、津波の伝わり方を学習、3D津波映像シアターでは、迫力の3Dシアターで、地震、津波の恐ろしさとその威力を体験してきました。また、午後からは、偉人の足跡をめぐる濱口梧陵コース、5キロメートルをウォーキングしてきました。天候に恵まれ、大変有意義な1日でありました。今回、第8回のウォーキング大会、関係者の皆さん、準備等、当日のお世話、本当にご苦労さまでございました。

来年度のウォーキングであります。私から1つ提案がございます。避難路健康ウォーキングとし、白浜町の避難場所や避難路を日常のウォーキングコースとすることで、避難経路等の場所を確認すると同時に健康づくりや体力づくりが行え、災害発生時の迅速な避難行動にもなると思いますので、ぜひご一考をいただければ幸いです。

平成27年12月国連総会において、世界津波の日が、本県の偉人である濱口梧陵の功績、その逸話にちなんで11月5日に制定されました。この制定により、濱口梧陵の稲むらに火を放つての人命行動と、今後の津波から村を守るだけでなく、職を失った住民を雇用し、被災した村からの離散を防ぐために私財を投げうって防波堤を建設するなど、防災強化のみならず被災地復興への多大な尽力と理念を世界中に発信するとともに、各国の人々の津波に対する危機意識向上と津波による犠牲者を出さないための努力の重要性を世界に広めました。その稲むらの火の館を見学して、町長はどのように感じられたかお伺いをいたします。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

稲むらの火の館は、津波防災教育センターということであって、津波に関するすばらしい情報と内容を完備している施設だと感じました。自助だけでなく、共助の大切さを教えてくれる内容で、子どもから大人まで具体的に学べる施設となっています。

3Dの映像シアターは見応えがあります。濱口梧陵の功績にとどまらず、津波のシミュレーションコーナーや豊富な資料と展示物は他に類を見ない内容だと思います。個人はもちろんのこと、自主防災組織や自治体の職員にも見学してもらいたい内容です。大いに参考になりました。長さが600メートルの堤防や防潮堤など、実際に歩いて確認できるのでよいと感じました。県内にある施設の中でも誇れる施設の1つだと思います。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

この施設を見学し、白浜町の防災対策をどのように進めていくのかお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

濱口梧陵の稲むらに火を放つての人命救助、地震が発生したときに、住民に速やかに高台に避難していただくこと。そのためには、避難路の整備、避難場所の整備が不可欠であると感じました。まずは、津波避難困難地域の解消が先決であると、早急にその施策を進めてい

く必要があると思いました。

濱口梧陵は私財を投げうって防波堤を建設するなど、今で言う公助の部分の担い、災害からの復興に尽力された功績を拝見し、被災してからの迅速な復興への施策を、今の段階から考えていくことの必要性、重要性を感じたところであります。

○議 長

9 番 長野君（登壇）

○9 番

津波、地震、台風、局地的豪雨による洪水、土砂災害などどんな自然災害が起きても、犠牲者をゼロとするため、必要な対策を講じていただきたいと思えます。これで、1点目の稲むらの火の館を見学してどのように感じたかの質問を思えます。

続きまして、2点目、夜間の避難道路の避難誘導照明の整備についてお伺いいたします。私は、濱口梧陵の稲むらの火、火を放つての人命行動は、現在の停電となった暗闇の中で、高台などの安全な避難先へと誘導する照明器具と同じように思えます。

津波は、海溝型の地震によって発生するため修復性をもって必ず襲来すると言われております。日中、夜間を問わずに発生するため、避難がより困難になる日没後の対策を講じておくことが非常に大事であると考えます。しかしながら、夜間や深夜に発生すると思われる地震や津波、それに対する避難対策は十分に行われているとは言えないと思えます。

地震発生時には、停電となることも予想され、照明が消灯し、行政やテレビ等による避難勧告も届かないことがあります。地震発生から数分程度の間、行政や他者に頼ることなく、各個人が自主的に即座に避難できるようにしなければなりません。そのためには、停電となった暗闇の中で高台などの安全な避難先へと誘導する照明が効果的にとめることが求められています。

私は、避難誘導照明を単に緊急避難誘導という機能に絞るのではなく、町の防犯性や夜間景観を向上するものとして捉まえて整備することで、町に対する、町民の皆さんの意識改善にもつながっていくと考えます。白浜町では、21カ所の避難場所にLED避難誘導灯が設置されています。私は、町民の皆さんの津波、地震から身を守るため、夜間津波から高台へと安全に避難することが最重要だと思えます。

非常時の安全対策について、東南海・南海地震を踏まえ、町民は津波、地震から身を守るために不安払拭に全力で取り組んでいます。町長もご存じだと思いますが、先日の地方紙に才野区自主防災組織では、この防災ブック東京防災を460世帯へ、先月11月に配布をし、避難場所、避難路の津波・地震災害から身を守る防災対策を講じております。

そこで、お伺いをいたします。災害から身を守るため、夜間の避難道路の避難誘導照明の整備対策を早急に進めていかなければならないと思えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

国、県の補助金を活用するなどして、避難生活をする避難所を照らすための避難誘導灯を整備してきましたが、津波からの初期避難場所に至る避難路を照らすとなりますと、無数にありますので、町で整備した避難誘導灯でカバーできるものは、ごくわずかであるというこ

とにしろかと思ひます。

議員ご指摘のように、避難誘導照明の整備を早急に進めていかなければいけないと考えています。町の防災対策事業補助金を利用して、地元自治会や自主防災組織が主体となって避難誘導灯の整備に取り組まれていますので、引き続き支援していきたいと考えています。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

今の答弁ですと、町の防災対策事業補助金を利用して自治会や自主防災組織が主体となって避難誘導灯の取り組みをされているので、引き続き支援をしていきたいとの答弁でしたが、町で整備した避難誘導灯でカバーできるのは、ごくわずかであるとのことでありませぬ。

なぜ、地域によって整備できないのか。当局は、地域が整備できない実情をどのように考えているのかお伺ひいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

自治会には、それぞれ事情があるものと思ひます。やはり大きな原因として考えられるものとしましては、町内会や区の予算はいろいろな年間行事に対して、それぞれ支出されていると存じておりますが、その予算の中から自治会が町の補助対策事業を利用して、防災事業に支出できる自治会、支出できない、予算的になかなか厳しいという自治会に分かれてくるのではないかとと思ひます。

それぞれの自治会の考え方や予算規模によって、そういうところが進むところや進まないところが生じてきているものと存じております。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

後ほど、自主防災組織に対しての補助金の見直しについての項で詳しく質問をさせていただきますので、2点目の夜間の避難道路の避難誘導照明の整備についての質問を終わります。

続きまして、3点目の富田地域の津波避難タワーについてお伺ひいたします。

このことについては、平成24年9月議会でも質問をさせていただきました。そのときの答弁は、平成22年1月に津波避難困難地域を解消するために、富田川地域避難タワーが完成し、その当時は、マグニチュード8.6で発生する津波高に耐えられる構造で、100人ほど収容できるということで建設されました。

この避難タワーの完成時の概要図では、このときの想定では、最大の津波の高さが5.5メートルで想定され、ここは8メートル以上あるんですけども、その当時の推定では何とかいけたんですけども、今回の10メートルの平均、あるいは16メートルという最大のことを考えますと、このタワーでは少し足らないのかなと、高さがやはり不足するのではないかというふうな考え方を、今現在は推測しておりますとの答弁でありました。

そのときから4年の歳月が過ぎました。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、予想をはるかに超える大津波が襲来し、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。

さらに、ことし4月の熊本地震でも家屋の倒壊など多くの犠牲者を出し、住む家を失った大勢の被災者が、今なお不自由な避難生活を余儀なくされています。今後、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震では、非常に激しい揺れとその後に押し寄せる津波によって、甚大な被害の発生が予想されています。その津波の高さは、白浜町では最大16メートル、平均10メートル、富田地域周辺には9分で5メートル、20分で10メートル以上の大津波が押し寄せるとされています。災害は、いつ、どこで発生するかもわかりません。避けることは難しいのが現実であります。

そこでお伺いいたします。富田地域は、津波避難困難地域の指定を受けた地域であります。地域の皆さんの命を守る避難タワーでもあります。津波避難困難地域解消のための対策を行政として、白浜町として早急に講じなければならないと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

富田川口地区の津波避難タワーにつきましては、当該タワーの避難ステージの高さと、いわゆる新想定であります南海トラフ巨大地震による津波浸水想定における浸水深、深さとの比較におきましては、中2階については高さが不足している。最上階については高さが充足している、満たしているという、そういう結果でありました。また、新想定であります東海・東南海・南海3連動地震による津波浸水想定との比較におきましては、中2階、最上階とも高さは充足しております。

このようなことから、当該避難タワーにつきましては、依然として有用な緊急避難先であると認識しているところではあります。現在、富田地区におきましては、地元自治会、自主防災組織の皆様と津波避難対策についての協議をさせていただいているところであります。

その中で、避難タワーの運用のあり方や他の避難施設の整備などについて、ご意見をいただき地域の实情に即した有効な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

地域の实情に即した有効な対策を講じていきたいとのことですが、有効な対策とは具体的にどのような対策なのかお伺いいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

津波避難困難地域の解消に向けて、地元自治会と自主防災組織と協議しておりまして、その地域のおかれた現状や避難場所の位置、避難路などを抽出しまして、その地域の住民が地震発生してから津波到達までに避難場所に逃げられるかどうか、そうしたものを検証しているところでございます。

避難場所、避難経路につきましては、地元自治会や自主防災組織から伺った意見、そうしたものを総合的に検討してございます。その対策案を作成するためのコンサルティング業者が入っていますので、そうした専門的な観点からの対策案を提案してもらいながら協議を進

めているところでございます。

その中で、地元と行政、そうした話し合いの中で双方納得できる対策案をつくりあげまして、それを実施していくということが地域の実情に即した有効な対策であると、そのように考えてございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

津波避難困難地域に指定されている地域であります。なによりも守らなければならないのは人命であります。早急に地元が納得できる対策案をつくりあげていただきたいと思っております。これで、3点目の富田地域の津波避難タワーの質問を終わります。

続きまして、4点目の自主防災組織に対しての補助金の見直しについて、お伺いいたします。

白浜町防災対策事業補助金交付要綱第1条、この要綱は近い将来に発生される東南海・南海地震に備え、その被害を最小限に抑えるため、白浜町内において、地域の防災体制の強化及び津波避難対策を目的とした事業を行うもののうち、町長が適当と認める団体または個人に補助金を交付することにより、災害に強いまちづくりを進めることに関し必要な事項を定めるものとするであります。

また、第3条の2に、前条第1項第4号に規定する事業については、防災施設整備事業であります。事業の実施に際し、支出した費用の10分の7、または50万円のいずれか少ない額とされていますが、現実に1つの事業、例えば地域の自主防災組織が避難道路を整備したいが、最高で50万円の補助金、この金額で本当に避難道路等の新設が可能なのか。補助金だけではとてもできないのではないかとと思いますが、地域の自主防災組織から不足分を支出しているのではないかとと思いますが、現状はどうでしょうか、町長にお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外（町 長）

防災対策事業補助金につきましては、各団体で年次計画に基づき、当補助金を活用されていると考えています。過去5年間の実績としては、対象となる73団体のうち35団体で補助金を活用した実績がございます。町といたしましては、今回、県が示した津波避難困難地域の直接的に解消となるもの、避難路の整備等の事業実施につきましては、町の事業として取り組みたいと考えております。

それ以外の津波避難困難地域の直接的な解消とはならないが、地元の避難場所として定めたところへの避難路の整備につきましては、地元での事業として実施していただきたいと考えております。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

地元の避難場所を定めたところへの避難路整備は、地元での事業として実施していただきたいとのことでありますが、町の防災対策事業補助金の支出状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

防災対策事業補助金につきましては、平成26年度の事業費は999万4,725円と、約1,000万円の事業費になっています。そのうち、補助額につきましては、581万2,932円。そしてその中で自主防災組織、自治会の負担された金額は418万1,793円となります。

同じく平成27年度におきましては、全体事業では878万6,222円。そのうち町が補助した金額は541万4,000円で、自主防災、また自治会の方々が負担した金額は337万2,222円となるところでございます。

○議 長
9番 長野君（登壇）

○9 番

自主防災組織、自治会は高額な負担額を支出しております。補助金の見直しを検討していただきたいと思いますが、当局の答弁を求めます。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

この防災対策補助金につきましては、日置川区長会、富田区長会、また白浜連合町内会、それと自治連絡協議会という大きな組織の中でも、増額というのは要望いただいているところでございます。

単純に申し上げますと、防災対策としましては、予算を確保して補助率であったり、できれば町直営の事業というような形で整備できるのが一番いいとは思っておりますが、これにつきましては、過去から補助額ですね。全体額は徐々に、徐々に、やっぱり必要やということで、額的にはふやしてはきておりますけども、率というのはある程度一定に保ってございます。

今後、いろんな状況が変化してこようかと思っておりますけども、財政厳しい折でございますので、今のところは、この中でやっていただきたいなと思っておりますし、予算に余裕があれば、執行できないような、先ほど議員からありましたように、全体の区の費用的に、1つの避難路をつくるのに、事業としてはそれほど変わらないのですが、その負担割合が大きいということにつきましても、ご意見いただいておりますので、そういうのは今後、課題としては十分認識しておりますので、予算の範囲内で考えていきたいと、そのように考えてございます。

○議 長
9番 長野君（登壇）

○9 番

それでは、津波避難困難地域の避難路等の整備等の今後の解消に向けての具体的な取り組み、先ほど、課長のほうからもお話がありましたけれども、もう一度お願いできたらと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

津波避難困難地域の解消に向けて、具体策としましては、避難タワーの整備、避難路の整備などが基本的に挙げられます。地域によりましては、適切な高台が存在する地域もありますし、高台がなく平坦なところ、さまざま地域によってございます。

今年度、津波避難計画及び津波避難対策緊急事業計画を策定中でございまして、地元と先ほども協議の中で計画に組み入れていただければと考えてございます。また、ハードの面だけでなく、地域の防災訓練で早く避難できるような取り組みをしていただくよう、自治会とも話を進めているところでございますので、まずは整備計画をまとめて、対策を講じていくということでございます。

○議長

9番 長野君（登壇）

○9番

津波避難計画及び津波避難対策緊急事業の計画を今年度、策定中とのことであります。災害時の安全・安心の確保のため、地元の皆さんとの協議、このことが一番大事だと思います。何よりも被害を最小にとどめることであります。これで、4点目の自主防災組織に対する補助金の見直しについての質問を終わります。

続きまして、5点目の災害弱者の避難計画（個別計画）についてお伺いいたします。

10月21日、鳥取県中部で発生した地震で最大震度6弱を観測した倉吉市が、高齢者や障害者ら、災害弱者の避難方法を事前に決めておく個別計画を対象者の8割で策定済みとしていたのにもかかわらず、誘導に当たる支援者を定めていなかった。

計画の策定は、全国的におくれが目立つうえ、大半を策定済みの先進地でも、災害時に役立たなかったといえ、専門家は行き詰まりも指摘しております。個別計画とは、自力避難が難しい災害被害者一人一人について、避難場所や避難経路、手助けをする支援者などをまとめた計画であります。

東日本大震災を教訓に、国は2013年に災害対策基本法を改正し、全ての市町村に災害弱者リスト化する避難行動要支援者名簿の作成を義務化しました。さらに、運用指針で名簿に基づく個別計画の策定を求めています。総務省消防庁によりますと、昨年4月現在で、避難行動要支援者名簿を策定済みなのは、調査対象となった1,734自治体の52%に当たる906であります。名簿に記された人の個別計画を一部でも策定済みとした自治体は294で、調査対象の17%にとどまります。

名簿作成には、対象者の絞り込みに時間がかかるうえ、個別計画についても、高齢化などで、支援者の確保が困難、個人情報安心して提供できないなどの理由から、策定は進んでいないと聞きますが、白浜町では計画は進んでいるのでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議長

番外 民生課長 三栖君

○番外（民生課長）

災害弱者の避難計画（個別計画）の策定状況につきましての質問をいただきました。

平成25年に改正されました災害対策基本法の第49条の10に市町村は当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、みずか

ら避難することが困難な者にあつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者、いわゆる避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるとことにより、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿、すなわち避難行動要支援者台帳を策定しておかなければならないとうたわれております。

当町におきましては、作成を行ってきたところでございます。現在、対象者3,970名のうち、民生委員を通じてや、対象者本人からの申し出により名簿の登録に同意された方が499名おられます。

また、議員の質問でございます個別計画についても、内閣府から避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針で、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から個別計画の策定を進めることが適切であり、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら個別計画を策定することが望まれる、とうたわれております。

当町での個別計画の策定状況につきましては、平成24年度より災害時要援護者支援システムを導入し、災害時要援護者台帳の整備を進めてまいりましたが、議員ご指摘のとおり、各地区の民生委員の皆さんに災害時に支援の必要な方々の状況について把握をしていただき、住所、氏名、緊急時の家族等の連絡先、かかりつけ医、要支援者の状況や避難所への避難経路等、基本的な部分については網羅されている個別計画を作成していましたが、避難行動の支援者の設定はできてございません。

今後は、総務課等関係部署と連携をとりながら、災害時に最も必要とされる避難行動の支援者の割り当てをしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

危機管理室、あるいは消防とも連携を密にして、避難行動支援者の確保を図っていただきたいと思っております。これで、5点目の災害弱者避難計画（個別計画）についての質問を終わります。

続きまして、6点目の白浜町主催の防災訓練の実施について、お伺いたします。

先ほども申しましたが、平成27年12月国連総会において、世界津波の日が11月5日に制定されました。その11月5日は、世界津波の日の前に、白浜町日置の日置保育園と日置小学校、日置中学校では、午前10時に南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施しました。園児や児童・生徒は合図と同時に机の下に身を隠し安全を確保した後、指定の避難場所を目指して走り出しました。

マスコミの報道によりますと、日置中学校では、生徒57人が近くの松原避難所、標高27メートルに避難。日置小の児童76人と日置保育園の園児51人は、避難場所の寺山、標高約50メートルへ向かった。しかし、避難路が途中で崩れて通れないと先生がとっさに判断をし、避難先を松原避難所へと変更すると大きな声で合図。園児や児童はすぐに避難先を変えて、避難をしたとのこととあります。

中学生は4分22秒、小学生は7分44秒、園児は10分32秒で全員避難を終えました。日置中などの1園2校は標高10メートルの場所にあり、一帯は南海トラフ巨大地震の発生に伴う津波では、2～5メートル浸水すると予想されています。このため、小学校と保育園は寺山に、中学校は寺山より近い松原避難所に避難することになっているとのこととあります。また、1園2校は、年3回の訓練のほか、それぞれ別に定期的に訓練をしているとのこととあります。本当に頭が下がる思いです。

そこで、お尋ねをいたします。平成28年9月30日付で、内閣府から、平成28年度津波防災に関する取り組みの文書が出ております。東日本大震災を教訓に津波対策を総合的に推進するため、平成23年6月に津波対策の推進に関する法律が制定されております。南海トラフ巨大地震の発生が現実味を帯びる今、常に最悪の事態を想定し、防災の体制を整えなければならぬと思います。ぜひ、白浜町主催の防災訓練の実施を考えてはどうだろうか。町長にお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町長)

避難訓練につきましては、町内各地で町内会や自主防災組織主催の防災訓練が行われております。今年度につきましては、町単独での防災訓練はございませんが、海上保安庁からお声かけをいただきまして、去る7月3日の津波災害対応実践訓練に参加をさせていただきました。この訓練では、無線機を使った通信訓練や海からの物資を運搬する訓練などを行いました。

今後でございますが、訓練の重要性を全職員に意識づけできるように、職員向けの防災実践訓練あるいは、避難所での運営等に関連する研修を行って計画していきたいと考えております。

○議 長

9番 長野君(登壇)

○9 番

過去、防災訓練で職員を対象とした防災訓練を実施したことはあるのかどうか、お伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町長)

職員を対象とした訓練につきましては、阪神・淡路大震災後の平成8年に非常招集訓練を実施しまして、それ以後は、地域で防災訓練を実施した際には、職員が地域に出て、災害対策本部との通信訓練の実施や職員を対象とした研修を実施していますが、職員だけを対象にした防災訓練は実施できておりません。

○議 長

9番 長野君(登壇)

○9 番

白浜町職員防災体制に基づいた訓練実施について考えてみてはどうでしょうか。お伺いいたします。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員ご指摘のとおり策定してございます白浜町の職員防災対策に基づく職員の役割は、非常に重要なことでもありますし、町が設置する避難所の運営訓練について関係機関と調整を行いながら、有事の際にも運営できるような訓練、そうしたものについて実施を考えていきたいと存じます。

○議 長
9番 長野君（登壇）

○9 番

先ほどの答弁にもございましたように、町内会や自主防災会主催の防災訓練を実施しているとのことですので、今後、白浜町職員防災体制を組み込んだ白浜町職員と地域ごとの訓練、町職員を交えた訓練の計画をしてはどうでしょうか。お伺いいたします。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

白浜町職員防災体制におきまして、町の指定避難所の運営につきましては、各部という形において担ってございます。

議員よりご提案いただきましたように、有事の際に運営できるようにするためには、自主防災組織、町内会、区、そうしたところと協議しながら運営が必要となってきますので、各地域で訓練が行われるときには、町職員を交えた訓練ができるような計画も検討していきたいと、このように思っております。

台風等々のときには、当然、避難所を開設してまいりますので、そうしたときに齟齬が生じないような連絡体制というのにも検討が必要なのかなと、このように考えてございます。

○議 長
9番 長野君（登壇）

○9 番

各地域で訓練が計画された際は、町職員を交えた訓練、ぜひ実施できるように検討していただきたい。とっさの判断や行動ができない自然災害に備え、計画的な訓練が大切だと思います。自然災害について、正しい知識を身につける教育も大切だと思います。これで、6点目の白浜町主催の防災訓練の実施についての質問を終わります。

続きまして、7点目の国土強靱化地域策定についてお伺いいたします。

このことについては、平成26年6月議会でも質問をさせていただきました。国土強靱化地域計画とは地方公共団体が強靱な地域をつくりあげるために定める計画でありまして、地方公共団体におけるさまざまな分野の計画等の指針として、地域防災計画はもとより、町の長期総合計画よりもさらに上位に位置づけられるものであります。

法律の趣旨を理解し、その対応について庁内で協議し、取り組むべき施策については、なるべく精査をして、早い時期に計画策定に着手してまいりたいと考えていますとの答弁でございましたが、今までの取り組み状況、また今後の取り組みについて、町長にお伺いをいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいま議員より国土強靱化地域計画の策定についてのご質問をいただきました。

平成26年6月議会でご質問をいただき、議員がおっしゃられるように、情報収集に努め、対応について協議し、取り組むべき施策について精査したうえで、なるべく早い時期に計画策定に着手していきたいと答弁したところであります。

現在までの取り組み状況ですが、国土強靱化地域計画については、いかなる大規模自然災害が発生しても、人命の保護が最大限図られ、さまざまな重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にする平時からの地域づくりであり、広範な部局の掌握にまたがることが想定されます。

そのため、まず、部局を横断的に十分な調整を図りながら取り組みを推進していくことが重要であることを考慮したうえで、庁内での強靱化に関する総合調整、取りまとめ等を担う部局を企画政策部局、総務課内に決定したところであります。現在も情報収集をしている段階であり、策定への着手には至っていないところであります。

また、全国的に見ても、策定が進んできてはおりますが、本年4月時点の状況につきましては、策定済みの地方公共団体が31都道府県、16市区町、策定中の地方公共団体が16府県、27市町村となっており、都道府県においては本年度で全て策定が完了することになりますが、市町村においては、まだまだ一部地域に限られている状況となっております。しかし、和歌山県下の市町村におきましては、和歌山市、那智勝浦町、北山村が策定済みであり、御坊市、田辺市、上富田町、太地町、古座川町、串本町が策定中の状況であります。特に全国的に見ても、和歌山県下の市町村においては、策定が進んでいる状況であります。やはりこれは南海・東南海地震に対する備えによるためのものであると考えています。

この状況を踏まえまして、白浜町におきましても、できるだけ早い段階で着手できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますが、早急に取り組まなければならない重要計画であることは十分認識、承知をしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議 長

9番 長野君(登壇)

○9 番

実施に向けて取り組んでいくというご理解でよろしいか、お伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

取り組んでいきたい、あるいは取り組まなければならない課題であるというふうに認識をしておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

9番 長野君(登壇)

○9 番

国土強靱化とは、かけがえのない国民の生命と財産を守り、日本を強くしなやかな国にす

ることあります。そのために、防災・減災対策を万全にし、迅速な復旧・復興を行うのが国土強靱化であります。早急に実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上をもちまして、9番長野君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 31 分 再開 10 時 40 分)

○議 長

再開します。

続きまして、5番丸本君の一般質問を許可いたします。丸本君の質問は一問一答形式であります。

1番目の子どもの貧困についての質問を許可いたします。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

皆さん、改めましておはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

最初に、子どもの貧困についてお伺いさせていただきます。

2013年に子どもの貧困対策の推進に対する法律が制定され、法に基づいて大綱がつけられ、都道府県に対して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする、責務を規定しています。和歌山県においても、計画の策定が進んでいることと思います。

法が成立した背景には、子どもの貧困の広がりの原因は、親の失業や病気、離婚、非正規雇用の増加などにより家庭の経済状況が悪化し、子どもの貧困が深刻な状況になっていることがあるとの指摘がございます。

昨年、政府が発表した2012年の最新数値では、子どもの貧困率は16.3%、約6人に1人となっています。貧困率とは、等価、可処分所得の真ん中に位置する中央値の半分に満たない人の割合、子どもの貧困率は17歳以下の子ども全体に占める中央値の半分に満たない子どもの割合、2012年で122万円未満とあります。

白浜町の子どもの貧困率はどうでしょうか。

○議 長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、丸本議員から子どもの貧困についてのご質問をいただきました。

子どもの貧困の問題につきましては、2013年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定され、その第1条の目的の中で、この法律は子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し基本理念の定め、国等の責務を明かにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする、とうたわれております。当町としましても、その法律に目的に沿った形で、子どもの貧困対策についてきめ細やかな取り組みを進

めてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長から答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

議員ご質問の貧困につきましては、相対貧困率は国全体の率でございますので、市町村ごとの率は公表されておられません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

もう一度、市町村の率は公表されてないと、こういう答弁でしたけども、白浜町の貧困率というのは、そしたら、町で把握はできてないという、こういう理解でよろしいんですか。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

町では、この貧困率については、ちょっと把握できてございません。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

国が公表してあるのは、各市町村とか都道府県の数値を集計して、それでこの16.3%というのを公表したんじゃないんですか。把握できてないというのは、ちょっと理解できへんのですけど。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

市町村から基礎通知の部分につきましては、県からの報告の要請等もあり報告しているんですけども、相対貧困率というものにつきましては、町独自では算定してございません。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

町ではわからないと。町の貧困率はわからんと。子どもの貧困率はわからんと。そういうことですね。はい、わかりました。

子ども、小中学生の貧困対策で、重要不可欠なのは就学援助だと思いますけども、白浜町の要保護・準要保護の生徒数は何名あるのか。そして、全生徒数に対するこの比率というのは。要保護・準要保護の就学援助。

○議 長
番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

丸本議員から、要保護・準要保護の運用につきまして、ご質問をいただきました。

白浜町では、教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるようにするため、経済的理由により就学困難な児童・生徒に対して学用品費、学校給食費、修学旅行費等の就学援助を行っております。教育委員会としましては、家庭の事情に左右されずに、児童・生徒の就学に対しまして、平等な教育が受けられるよう十分配慮しているところでございます。

要保護・準要保護の運用の詳細につきましては、教育次長のほうから答弁をさせていただきますので、どうかよろしくお願いたします。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

就学援助制度を支給しております児童・生徒数、それから、その生徒数に対する比率についてお答えさせていただきます。

平成28年11月1日現在で、町内各小中学校の児童・生徒数は、小学校953名、中学校488名、合計して1,441名が在籍してございます。そのうち、要保護として認定している児童・生徒数は小学生10名、中学生2名の計12名となっております。また、準要保護として認定している児童・生徒数は、小学生70名、中学生48名の合計118名となっております。

全児童・生徒に占める割合は、要保護につきましては、小学校は1.0%、中学校は0.4%となっております。また、準要保護につきましては、小学校は7.3%、中学校は9.8%となっております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

今の教育次長の答弁によりますと、準要保護の生徒が小学校で70人、中学校で48人、要保護の生徒が小学校で10人、中学校で2人と、このようなことですが、就学援助を受けている準要保護生徒が全国で1997年には6.6%であったものが、2012年には14.1%に倍増しています。都道府県別に見ても、認定率が高い県は23%を超え、低い県は6%を切っている現状です。約4倍の差が生じております。

白浜町では、教育委員会の要領によれば、準要保護の認定基準は、生活保護法改正前の生活保護基準の1.0倍です。文科省は、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、各市町村における就学援助の活用、充実を図るため、2015年10月6日付で、平成25年度就学援助実施状況等調査等の結果について発表していると思います。就学援助制度の認定基準が、白浜町と同じ生活保護基準の1.0倍に抑えている自治体は、全国1,760市町村でどれだけあるんでしょうか。そして、生活保護基準の1.0倍以上の世帯にも準要保護の認定をしている市町村の数とその率はどれだけなんんでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

公表されております平成25年度就学援助実施状況と調査結果によりますと、1,760市町村のうち、準要保護の認定基準で生活保護の基準に一定の係数を掛けたものと回答して

いる市町村は1, 130ございます。その内訳では、1.0倍の集計結果がなく、1.1倍以下に含まれておりまして、それが181市町村ございます。全体に占める割合につきましては約16%となっております。

ただ、この数値につきましては、この法律の改正前の基準を適用しているのか、法改正後の基準の適用しているのかは把握できないところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ちょっと数字なんですけども、生活保護基準の1.1、ここの白浜町は1ですね。1.1の自治体が16%ですね、1,760市町村のうち。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

その係数を使っている市町村については1,130になります。ですから、その1,130に対する16%ということになります。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

この1,130に対する16%。これは1,760のうち幾つなんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

181市町村でございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

準要保護認定に大きな差が生じていると思います。その大きな原因の1つとして考えられるのが、準要保護の認定基準や申請方法、給付内容の運用が市町村によって異なっていることが考えられます。

白浜町では、小中学校とも準要保護の生徒数は、先ほどの答弁では10%を切っています。認定率が低いのではないのでしょうか。準要保護の認定基準は、白浜町では平成25年8月、生活保護法改正前の生活保護基準の1.0倍とのことですが、この1.0倍を上げていく必要があるのではないのでしょうか。

全国的に見て、高い自治体は生活保護基準の1.5倍であります。どうでしょうか。これを見直すお考えはございますか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

議員ご指摘のように、平成25年に生活保護法の改正がございまして、同年の8月から生活扶助基準が見直されてございます。この見直しに伴いまして、就学援助制度に対して、で

きる限り影響が生じないよう国も取り組み、市町村へは国の取り組みを理解して、準要保護者に対する就学援助について、適切な判断、対応をしていただきたいとの通知がございました。

そのため、教育委員会では、準要保護の就学援助に係る認定基準は見直さず、生活保護法の改正前に基準で運用しております。また、法改正前及び改正後の基準で世帯人数が違う家庭を数件抽出いたしまして、試算をしてみましたところ、やはり改正後のほうが基準額が低くなり、受給できない方がございます。

教育委員会といたしましては、当面は改正前の基準を適用いたしまして、係数等につきましては、今後、認定基準の見直しを行う際にあわせて検討してまいりたいというふうを考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

全国の中で、白浜町は1.0というのは、181市町村しかない。これは決して高い数字ではないと思うんですよ。これを、見直しをやっぱり検討していくべきではないのかなと思うんですけど。その辺、どうですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

先ほども答弁させていただきましたように、こういった形で、当面は改正前の基準を適用させていただきます。今後、必要に応じまして、新しい基準を適用する際に、係数について1.0%でいくのか、それ以上にするのかという部分については、その時点で検討させていただきますと考えてございます。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

これ、ぜひ見直していただきたいです。全国でも、1.0というのは16%しかないと答弁されておるから。これは、ぜひ早急にしていただきたいと思います。

次にいきます。要保護にかかる財源については、国費、補助金で補われていると思えますけども、準要保護については、2015年8月24日付の文科省初等中等教育局長の名で、通知が町に来ていると思えます。

その通知の中に、平成17年度から三位一体改革により準要保護者に係る補助を廃止し、補助対象が要保護者に限定され、準要保護者に係る就学援助費については、所要の事業費が地方財政計画に計上され、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されているとあります。各市町村、教育委員は、予算の確保等当該事業が適切に実施されるようご指導願いますとあります。

通知では、三位一体の改革で準要保護の補助金は廃止したが、地方交付税交付金に参入しているとあります。生活保護基準の1.0倍から上げても、地方交付税交付金に参入されると思えますがどうでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番外（教育次長）

要保護の国の補助金につきましては2分の1で、対象は修学旅行のみとなっております。交付税につきましては、財政係のほうに確認をいたしましたところ要保護・準要保護の児童・生徒数について、単位費用で算入されているということでございます。

交付税算定に必要な一般財源の所要額は、標準的な学校の児童・生徒数、学級数を想定いたしまして、標準団体の経費を算出し、それを1人当たりで換算したものを単位費用として算定いたします。

この単位費用につきましては、平成28年度は小学生1人当たり4万3,100円、中学生1人当たり4万400円となっておりますが、これは給食費、学校安全対策費等を合算した経費でございます。この中で、要保護・準要保護の経費だけを算出することは、非常に困難であるとお伺いしております。

しかしながら、こういった経費につきましては、交付税算定の基準財政需要額に含まれるもので、最終的には基準財政収入額を差し引いて交付されますので、算定した経費そのものが交付されるとは言い切れないところがございます。

公共事業等に国から補助される国庫補助金等の特定財源とは違い、生活保護基準の1.0倍から1.5倍にしたとしても、交付税の基準財政需要額はふえることはございませんので、町の負担が大きくなるということでございます。

○議長

5番 丸本君（登壇）

○5番

準要保護の財源については、今現在は、生活保護基準の1.0倍ということですけども、その通知のとおり、地方交付税交付金に算入されておるという理解か。今の教育次長の答弁でしたら、通知では、交付税交付金の中に算入されてないと聞こえるんですけども。そして、この通知の中では、交付金算入してると。準要保護については、補助金を廃止したけども、地方交付税交付金、これは基準財政需要額に算入されとるとあるんや、通知が。この通知が間違いやということですか。

○議長

番外 教育次長 寺脇君

○番外（教育次長）

先ほどの答弁になりますけれども、準要保護のこういった経費につきましては、今、丸本議員がおっしゃるように、基準財政需要額に含まれるものではございますが、交付税の算定には、最終的に基準財政収入額、この部分を差し引いて交付税が交付されることとなります。

議員がおっしゃるように、基準財政需要額には算入されておりますので、理論上といえますか、名目上は交付税に算入されていることとなります。なりますけれども、地方交付税法第3条第2項の規定によりまして、地方交付税につきましては、交付されたあとは一般財源として取り扱われるもので、その用途が制限されるものではございません。

○議長

5番 丸本君（登壇）

○5番

地方交付税が一般財源というのは、これはもう議員やったら皆知つとることやと思いますけれども、補助金のように使途が定められてない中で、ほかの一般財源として交付税が入ってくるんですから、よそへ使ってあるということになってくるわ、それやったら。そうではなかったら、1.0も1.5も、今までやったら、準要保護の方は、国からの補助金、三位一体改革で補助金を廃止して、交付税に乗せかえたと、こういう説明が来てるわけやないですか。交付税に乗せかえてあると、その通知が来たるんですよ。この通知がうそになってくるわけや。一般財源やというのは百も承知してますわ。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

町のほうが、要保護・準要保護に対して、そういった制度がないのであれば、そういう形にはなろうかと思うんですけども、毎年、額にして大体四、五百万円ぐらいは、要保護・準要保護のほうに、もうちょっとあったかと思うんですけども、ちゃんと予算を計上して、そういった制度を使って、要保護・準要保護の方々に対して就学援助を行ってございますので、その部分について、交付税で算入されておりますので、先ほども申しあげましたように、要保護・準要保護の費用については、どれぐらいの額が充てられているかというのがわかりにくい部分があるんですけども、ちゃんと要保護・準要保護の費用のほうに充当しておりますので、その辺はご理解いただけたと考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

この就学援助の周知方法についてお聞きしたいと思います。

在校生には、1月上旬に各学校長に依頼しているとのこととあります。そして、新入児童・生徒には、教育委員会から発送する就学通知に案内状を同封するとともに、各学校長に入学案内等とともに周知してもらっているとのこととありますが、封書をただ保護者に渡していると、このようなことはないんですか。全保護者に渡しているのか。また、申請書は同封しているのか。この点はどうでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

周知の方法につきましては、学校に在学している児童・生徒、新小学校1年生以外の児童・生徒になりますけれども、この方々につきましては、議員がおっしゃるように、各学校長に通知をいたしまして、周知のほうをお願いしております。

また、新入生につきましては、毎年1月下旬頃になりますけれども、教育委員会のほうから発送いたします就学通知に案内文を同封してございます。また、各学校長には、入学式の案内等とともに周知していただくよう依頼しております。申請書の様式については、データで各学校のほうに提供してございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

申請書は、学校から渡してもらえということやな。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

基本は学校です。教育委員会にとりに来られても対応はできるようにはなっております。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

これは、全生徒に渡しとるんですか。全保護者に。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

周知は全保護者にはしておりますけども、こういった申請書等につきましては必要な保護者の方ということに。新1年生については、そういった形で通知して、必要な方については、こちらのほうに連絡をいただくという形になっておるかというふうに考えてございます。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

その必要な保護者というのはどうしてわかるんですか。この人は必要や、この人は必要でないと。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

それは個々の保護者の方の判断で、ひょっとして要保護・準要保護に適用されるかというふうな方については、学校のほうにも相談していただいて、とりあえず出してみたらというふうな形にはなろうかと思うんですけども、そういう形で提出される場合がございます。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

やっぱり渡ってないというのか、渡せてないという、そういうことも危惧しとかなあかんように思うんですわ。申請書とかいうのは、このペーパーは全保護者に渡すべきやと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議 長
番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

申請書につきましては、在校生につきましては、各学校が実施している家庭訪問等でも、その状況をつぶさに把握して、保護者と相談をしながら、こういう制度がありますよということで、周知はしております。それは、訪問の目的の1つでもございますので、周知の徹底というところはできていると、このように思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

その申請書を保護者に全員に手渡すのか。その点については、どうですか。答弁がなかったように思うんですけど。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

また、学校のほうとも相談させていただきますけども、全保護者にお渡しするということは、特に問題はないかというふうには考えておりますけども、学校の考え方もございますので、その辺、学校長等とも相談したいと考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

はい、検討してみてください。協議してください。

次に、いきます。就学支援に関する根拠、白浜町要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費認定要領第4条では、就学援助の認定を受けようとする保護者は、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならないとあります。住所が遠方の保護者、仕事などの都合により、教育委員会に行けない保護者もあると思われれます。郵送、役場の支所、学校への提出も考えてみてはいかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

申請の方法につきましては、新小学1年生、それ以外のご家庭については、2月中には申請書の受付を行っております。申請書には、学校長の所見を記入していただきますので、学校を経由して教育委員会へ提出いただいております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

教育委員会だけやなしに、校長先生の所見を入れなあかんから、学校へ提出しておる、現状では。そういうことなんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

そのとおりでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

白浜町では、就学援助の制度は教育委員会の要領で実施をしていますが、支援が必要な児童・生徒がもれなく利用できるようにする完全な実施という点からすれば、条例化が適当ではないでしょうか。条例にすれば、制度変更については議会を通さなければなりません。チ

チェックもできると思います。条例として定めるべきではないと思いますが、いかがでしょう。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

議員のおっしゃるように、この就学援助制度につきましては、白浜町要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費認定要領をもとに、認定を行っております。就学援助の給付額につきましては、国の要保護児童・生徒援助費、補助金の予算単価、これをもとに運用しております。ただし、国の基準では、修学旅行費、それから給食費については上限を設けておりますが、白浜町では実費のほうを支給いたしまして、保護者の負担軽減に配慮しているところでございます。

この制度につきましては、国の基準をもとに認定、また給付を行っておりますので、条例化はせずに、現行の要領で対応をしてみたいと考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ほかの市町村のことを聞くのは何ですけれども、要領で定めてあるところが多いというのを私は認識しておるんですけれども、条例化している自治体も少なからずあると思うんです。やっぱり条例化したら、議会を通さなあかんから、改正のときに。条例化が適切でないんですかねと思うんですけれども、再度、ご答弁。これ、条例化してる自治体もあるでしょう。少なからず。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

はい、議員がおっしゃるように条例化している自治体、確かにございます。ただ、やはりこれも議員もおっしゃっていることなんですけれども、要項であるとか、要領であるとか、そういった部分で規定している市町村というのが大多数でございます。

おっしゃるように、条例化という部分についても、今後考えていく必要があるのかなとは思いますが、この近隣の市町村を見ましても、条例化している市町はたしかなかったというふうには認識しております。

今後につきましては、そういった市町村、先進的な条例化した市町村の動向等も注視しながら、白浜町も必要というふうに判断すれば、条例化を考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

考えていく必要が出てきたら、よろしく願いしておきます。

次に移ります。就学援助費の支給は、年3回に分けて支給されておると思います。支給月が7月、12月、3月となっております。4月に小中学校に新入生が入学しますが、新入学用品、入学準備金の支給が7月になります。小学校入学時のランドセルは最低でも2万円、高いもので五、六万円。中学校に入れば制服が必要になり、5万円近くかかると聞いており

ます。こうしたお金を準備できない。準備するのに苦勞する家庭の子どもたちに真新しい制服、ランドセルを背負わせ入学式を迎えさせるのは、保護者とそして行政の責務であると思いますがいかがでしょうか。

政府からも、平成27年度要保護児童・生徒援助費補助金の事務処理について、平成27年8月24日付で通知が来ていると思います。通知には、児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるように十分配慮すること、特に新入学児童・生徒学用品等となっております。しかし、白浜町は、入学後の7月支給しております。新入学準備金を前倒しで支給するよう提案しますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

新入学生に対する就学援助費の前倒しでの支給について、丸本議員からご提案をいただきました。新入学生、特に新小学校1年生でございますけれども、この1年生につきましては、認定の可否について、4月に開催をいたします定例教育委員会で決定いたしますので、手続の関係上、前倒しで3月とか4月の月上旬に支給するというのは、大変難しいかなというふうには考えてございます。

しかしながら、中学生以下の子どもさんのいるご家庭につきましては、前年度の2月に児童手当が支給されるというふうにお伺いしておりますので、まずは、この児童手当のほうを入学の準備のために、そのための費用として充てていただけたらなというふうに考えてございます。

また、議員ご指摘のランドセルとか制服等の高額な新入学用品につきましては、学校によりまして、卒業生の保護者をお願いをいたしまして、使わなくなったものを寄付していただいたり、お貸ししていただいたりをして、それを、そのご家庭に支給もしくは貸与しております。生活に困窮しておりますご家庭の負担軽減にも取り組んでいる例もございますので、そういった取り組みも活用していただけたらというふうに考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

前倒しはできないと。教育委員会の答弁を聞き漏らしたんですけど、教育委員会の何かの関係で前倒しはできないと。4月に何かあるから。ちょっとその辺の答弁をもう1回お願いします。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

新入学生、特に小学校1年生になる児童になるんですけども、この児童の認定か非認定かという、その判断については、4月の定例教育委員会で決定いたしますので、4月の月上旬であるとか、3月の下旬に前倒しでお支払いするという事は非常に難しいと考えております。ただ、7月の支給というのを、一月程度早くするとか、そういった部分については、対応可能かとは考えますけども、人数的にも非常に多くございますので事務の繁雑にもつながってまいります。4月上旬からは新しい学年が始まりますので、非常に事務的にも繁雑でござい

ますので、当面はこの最初の支給月は7月というふうな形で進めさせていただきたいと思いますが、近隣の市町村におきましても、7月以前に支給されておる市町村もあるとお伺いしておりますので、そのあたり、研究をしながら今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

教育次長のお話では、小学生の新入学には、認定、非認定は4月の教育委員会で決定すること。そういうことであるので、2月とか3月に前倒しというのは、現状では無理やということですが、やっぱり全国的に前倒しもしている自治体もございますので、その辺、ちょっと協議というか、検討していただければありがたいなと思うんですけども。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

新1年生については難しいというのが、入学した後、学校長の職印を、申請書に記入していただきますので、どうしても4月の定例教育委員会での協議というふうになってまいります。今後、議員がおっしゃるような市町村、先進地事例を研究しながら、検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ひとつ、検討、協議してください。

貧困に対する最後の命綱は生活保護だと思います。母子家庭で児童扶養手当を受給している保護者の中には、たくさんの方が生活保護基準に収入が達していないとの指摘をする声もございます。

白浜町内での、この母子世帯数というのはどれだけあるんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

ただいま、町内の母子世帯数についてのご質問をいただきました。

児童扶養手当の申請者数、そのうち母子世帯数は298世帯でございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

298世帯ということですね。児童扶養手当を申請すれば、町は所得を把握できていると思いますが、どうなんでしょうか。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

所得の把握につきましては、児童扶養手当には所得制限がございまして、申請時におきま

して、本人の同意を得て所得の確認を行っているところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

そしたら、所得の把握はできてるといふことやね。はい。

児童扶養手当を申請すれば、町は所得を把握できることになります。生活保護の水準に達していない場合には、生活保護の制度を知らせていくべきではないかと思いますが、現状はどうなっておるんですか。

これは、児童扶養手当というのは、ひとり親というんですか。母子家庭とか父子家庭、これらの人が、一定の所得以下の方がこの認定を受けられると。その児童扶養手当の申請は、住民保健課が担当の部署になると思うんですけども、生活保護は民生課福祉係。いずれにしても、生活が困窮している方が児童扶養手当を受けていると思うんですけど、これらの方に、生活保護の基準に達してない世帯もあるということです。この保護の制度というのは、課をまたいで知らせていくべきではないかなと思うんですけど、その点はどうですか。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

議員より、担当課に知らせていけばというご質問をいただきました。

児童扶養手当の制度につきましては、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のために手当を支給して、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度であるため、議員がおっしゃられるように、生活保護制度の目的とは異なってきます。ただ、新規認定の申請や毎年8月にございます現況届、これは全ての方に現況届を申請いただいております。そのときに、話を伺う機会がございます。その際、申請者が働くことが困難な状況であるなど、生活保護や母子支援関係の相談がある場合には、担当課等に案内をしているところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

現状についてもちょっと聞いておるんですけども。住民保健課へ来て児童扶養手当の申請をした場合、所得が把握できると。こういう答弁でしたわね。そしたら、この申請に来られた方が、収入が低い、所得が低かった場合、生活保護基準に達していなかった場合、どうしとるんですか。ちゃんと民生課のほうへご案内しておるんですか。民生課福祉係のほうへ、生活保護の係のほうへ。その点、現状はどうなつとるんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

もちろんケースによって、さまざまなケースがございますけれども、働くことが困難であるとか、母子支援など、さまざまなケースがございますが、そういったことで生活保護等が必要であればいいでしょうか。そのときには、民生課のほうにおつなぎといいでしょうか、ご案内をさせていただいております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

紹介してるということやね。

この子どもの貧困について、最後に、これ、ちょっと原稿を渡してないんですけど、最後に、1点お聞きしたいんですけど、よろしいですか。

最後に、白浜町の子どもの貧困に対する町の施策について伺います。

昨日、児童手当のことで、住民保健課に問い合わせをしたところ、児童扶養手当額4万2,330円、全額支給が153人であるとのことでしたが、先ほどの答弁では、就学援助、要保護の生徒が小中学校合わせて12人とのことでした。少ないのではないかと思います。働いて、児童扶養手当を受け、それでも生活保護基準に満たない世帯に対して、保護申請の働きかけを町が勧めていくことが子どもの貧困対策になると思います。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

先ほど、住民保健課長が、民生課福祉係のほうへ案内していると。そういう答弁であったんですけども、先ほどの冒頭に、要保護の生徒が小中学校を合わせて12人。児童手当の全額支給が153人。この153人の中に12人が入っていると思うんですけども、あとの141人がこの中に、生活保護基準に収入が達していない世帯があるのではないかなど。このように、ちょっと心配するんですよ。民生課のほうに案内しても、それはほん一部であって、大半が141人の方の中で、生活保護基準に達していない、世帯の収入が。そういう方があるのではないかなど。その辺どうなんですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

児童扶養手当を申請されて所得を確認していただいて、いろいろ相談をその方とされた場合に、そしたら生活保護の対象になるんじゃないかということで、民生課のほうに引き継がれることがございます。その中で、いろんな面でどうしていくかという相談をさせていただいて、生活保護という形になったら生活保護の進達をしていくんですけども、それ以外で、141名の中で生活保護が必要かどうかというのはちょっと、こちらのほうに回ってこなければわからない部分もございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

児童扶養手当の全額支給、一部支給やなくて全額支給も153人と答弁ございましたわね。小中学校を合わせて要保護、この12人というのは、この生徒さんは生活保護の世帯と理解してよろしいんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

要保護につきましては、生活保護世帯ということになってございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

でしたら、この153人の中に要保護の世帯の12人が入ると、こういう理解でよろしいんやな。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

要保護の定義は、そういうふうな形になっております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

そしたら、153から12引いた141人の中に、収入が少なくて保護基準に満たしていない生徒がおらんと断言できますか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

生活保護のほうでも、こういった就学援助的な費用は出ております。ですから、おっしゃるように断言できるかと言われましたら、ちょっとそのあたりは、はいと断言はできない部分がございますけども、その辺ご理解お願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

制度から、就学援助は教育委員会やね。そして、生活保護は民生課。そして、児童扶養手当は住民保健課や。やっぱり子どもの貧困を解決するためには、各課の連携をもう少しやっていただければなと思いますけども、子どもの貧困について、これで終わります。

町長のお考え、忘れていた。失礼。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

やはり、生活保護というのはセーフティーネットの最終段階だと思いますし、今までも、この要保護・準要保護につきましても、教育委員会の中で、あるいは民生課、住民保健課とも連携しながらやるべき、これは大きな課題だというふうに思っております。

私も、今、全国的にですけれども、子どもの貧困というのがかなり進んでいるようなことは聞いておりますし、そういうふうに思うところもございます。白浜町におきましても、具体的な数値は出せておりませんが、やはりそういった方々も多いのではないかなというふうに思います。これは、しっかりと白浜町といたしましても、その辺の子どもの貧困が、いろんな経済的な格差が教育の格差につながってはいけないと思っておりますので、私は、そこはしっかりと、これから各課が連携して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

これで、子どもの貧困についての質問を終わります。

○議長 長

それでは、1番目の子どもの貧困についての質問は終わりました。

それでは続きまして、次に2点目の日置小・中学校の校舎のブレース（筋交い）の改修、そして、中学校の非常階段の撤去についての質問を許可いたします。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

次に、日置小中学校の校舎のブレースの改修、非常階段の撤去についてお伺いします。

非常階段の撤去についての質問が先になりますので、議長、よろしくお願いします。

○議長 長

わかりました。許可をいたします。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

日置中学校の校舎に外づけされている非常階段の腐食が進み、通行禁止になっております。教育委員会の現状認識をお聞きしたいと思います。階段の上り口にトラロープを張り対処していると思いますけども、放置してよいのか。いつから、このロープで通行止めになっているのか、あわせてご答弁をお願いします。

○議長 長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 鈴木君

○番外（教育長）

丸本議員より日置中学校の非常階段の腐食並びに日置小中学校の耐震改修補強工事の際に施工されたブレース、この腐食についての質問をいただきました。

児童・生徒の安全確保の観点から、早急な対応が必要であることは認識しております。また、学校訪問等々でも、現場を見て確認をしているところでございます。

○議長 長

番外 教育次長 寺脇君

○番外（教育次長）

ご質問につきまして、答弁させていただきます。

日置中学校につきましては、平成10年度に大規模改修の工事の際、部分改修を行いました。それにあわせて塗装工事を実施しております。その後、海からの潮風等によりまして腐食が進み、平成23年度ごろから使用していないというふうに伺っております。

○議長 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

今まで、中学校から階段の撤去、改修、新築の要望は来ていなかったのでしょうか。来ていたとすれば、なぜ長年放置していたのか。危険ではないと、このように判断していたのか。いかがでしょうか。地震が想定されておりますけれども、揺れで階段が倒壊することが考えられると思います。もし、生徒や職員が階段の近くにいれば被害を受けることが考えられ、

早急に対処する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

議員がおっしゃるように、学校のほうからは以前より要望はいただいております。教育委員会といたしましても、児童・生徒等の安全確保の観点から早期の改修が必要であるというふうには考えておりますが、この施設の改修、ほかにも施設の改修というのはたくさんございまして、毎年度、各学校から多くの要望をいただいているところでございます。

しかし、その全てを単年度で予算化することは財政的に困難であるため、毎年度配分されております予算の範囲内で、緊急性、危険性、また費用面を考慮しながら、優先順位をつけて改修を行っているところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

何をするにも、やっぱりお金、財源というのが要るようになってくるとは思いますけども、今、優先順位と言いましたけども、その階段についての優先順位というのは、どのようになっていますか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

学校のほうから要望書というのを毎年、PTAですけども、学校も同じですけども、要望書のほうをいただいております、何番目といのはちょっとここでは把握はできていないんですけども、各小中学校15校ございますので、その中でも、全ての学校に対して予算配分をしておりますので、この改修に金額的に幾らかかるかという部分がまだ出ておりませんので、ちょっと判断が難しい部分はございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

階段を取り壊し、撤去する必要があると。このような認識でよろしいんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

撤去というよりも、改修のほうで対応したいというふうに考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

現状のあの階段を改修するって。あの階段を見たことあるのかなと思うんですけど。あの手すりから、踏み板というんですか。ぼろぼろになって、あれを改修するんでしたら、撤去して新しいのを建てかえたほうが安くつくん違うんですかね。現場を見てるのかなと思うんですけど。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

改修というのは、そういう今、おっしゃったように、撤去して新しいのをつけかえるというのも1つの方法やと。私、ちゃんと見ております。もうぼろぼろでトラロープを張ってというのも確認してございますので、改修という言い方がちょっと不適切であったかなというふうには考えております。あの階段を塗り直したりとか、そういうのは無理やということは、教育委員会としても把握してございます。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

そしたら、くどいですが、その優先順位というのがあるって。これ、早急に撤去する必要があるように思うんですけども、いつごろまでに、これできますか。このまま、ずっと放っとくわけにいかんでしょう。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

まず、見積もりをとるのが先やというふうに思っております。その中で、この階段については、中学校だけではなく、小学校のほうも大分朽ちておりますので、小中学校合せて行う必要があるというふうに考えてございます。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

早急にやってください、これ。ほんまに。見てびっくりしました、これ。何年もこのまま放つといたもんやなど。早急にやってくださいね。

日置小学校、日置中学校校舎のブレース、筋交いがついておると思いますが、昭和45年に建設された両学校のブレースは、平成10年と11年に耐震補強工事を行い、その後、18年が経過し、部材の腐食が進み、塗装がはげてきており、このまま放置すればさらに腐食が進むと思われます。

耐震補強後、塗装の塗りかえは行っていないのではないのでしょうか。部材鉄筋の鉄骨の腐食が進む中、耐震診断をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。診断結果を見て、部材の取りかえが必要な箇所は、部材の交換をし、改修をする必要があると思いますが、どうでしょうか。また、ブレース全体の塗装が劣化しております。全体の塗装をやる必要があると思いますが、あわせてどうでしょうか。ご答弁お願いいたします。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

平成10年に日置中学校、平成11年に日置小学校で施工いたしました耐震補強工事の際に設置をした金属製のブレース、この腐食につきましては、教育委員会としましても、状況のほうは把握しているところでございます。また、耐震補強後については、ブレースの塗り

かえは行っておりませんので、議員のご指摘のとおり、現在も耐震性が保たれているのか確認する必要はあると考えてございます。

ただ耐震診断であるとか、改修、また塗装につきましては、多額の費用を要すると予想されますので、先ほどの非常階段、この撤去、改修等とあわせまして、町当局と協力してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほうよろしくお願い申し上げます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

早急の改修を求めまして、私のこの一般質問終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、5番丸本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 11時49分 再開 12時58分）

○議 長

再開します。

諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

本日は、12番玉置議員まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたので、ご了承いただきたいと思います。

なお、あすの開会時間は、午前9時30分ですのでよろしくをお願いします。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

引き続きまして、一般質問を行います。

8番三倉君の一般質問を許可します。三倉君の質問は一問一答形式であります。

まず、町政への取り組み姿勢についての質問を許可いたします。

8番 三倉君（登壇）

○8 番

登壇順位に従い、登壇し一般質問を行います。

質問の内容につきましては、既に通告しております町政の取り組み姿勢についてということでもありますけども、この内容につきまして、町長は何て申しますか、安心・安全なまちづくりを基本とした防災・減災、それから人口減少や少子高齢化を対象とすることを町政として掲げているという形の中で、そんな中で、私が質問する内容でありますか、そういう内容につきまして、余り取り組みなされてないんじゃないかなというように思うようなことから、一応、質問事項の題をこのような格好にさせていただきました。

その中で、質問の要旨としまして、安心・安全で暮らせるまちづくりという形で、項目を挙げているわけではありますが、そのことについて質問してまいりたいと思います。その中で何点か、その質問の要旨についてはあるわけではありますが、それが総合的になる場合も

あるのがあるものですから、議長、すみませんが、その辺ちょっとお許しただけならと思います。

去る10月18日から11月9日にかけて日置川地区、富田地区、白浜地区において3回、町政報告会がなされました。このことに対して、大変よい催しと言うたら失礼かもしれませんが、町民にとっては身近で町長の町政の関する話を伺うことができたことですから、よい住民サービスであったのではないかと、私は思うわけであります。

私は、日置川拠点公民館での町政報告会で町長の話を伺いましたが、町長からの報告のあと、町民からの質問について、ちょっとしぼりというんですか、このことについては避けてくださいというような形のしぼりというと思うんですけど、そのことがあったのが少し残念でした。その内容につきまして、私として、今回、報告された内容について、少し町長の報告とずれと申しますか、ちょっと不足的なところがあったものですから、今回、この機会を得て質問をさせてもらうという形であります。

それから、安心・安全なまちづくりという冒頭から始まることにつきまして、今議会の冒頭、町長が説明要旨の文面の3ページ中ほどからの文面で、安心・安全なまちづくりを基本とした防災・減災対策や本町の基幹産業である観光業の振興、人口減少や少子高齢化対策や雇用の創生等、課題は各分野にわたりますが、継続して町民の皆様の幸せの追求と町政発展のため、必要な施策を講じてまいりたいと考えております。このように申されました。また、平素も井澗町政の取り組みの中から、町長は安心・安全で暮らせるまちづくり、また防災に強いまちづくり、インフラの整備、それから若者の定住できるまちづくりというようなことを、よく口にしているように思うわけであります。

そこでなんですけども、日置川地域の川添地区にあっては、井澗町政の項目課題がより多く含まれている事業が日置川大塔線の玉伝口から市鹿野橋間の改良工事ではないかと思うのであります。いかがでしょうか。

○議長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

ただいま三倉議員から町政の取り組み姿勢についてということで、日置川大塔線の早期改修についてのご質問をいただきました。この県道日置川大塔線の早期改修につきましては、議員もご承知のとおり、合併以前からの大変重要な課題であると認識をしております。

この路線は、日置川沿いを走る重要幹線道路であり、中山間地域と国道42号や高速道路を結ぶ唯一の連絡道路であり、機会があるごとに、県に対して改修の要望を行っているところでございます。

県としましても、当該路線の改修の必要性は十分認識していただいております、現在、矢田地区やロヶ谷地区で改修工事を進めていただいております。

議員ご指摘の玉伝口から市鹿野橋間の改修はもとより、久木から玉伝口間なども、線形が悪く幅員も非常に狭小なところがございます、早期改修が必要であると考えておるところであります。

私も、この冒頭の所信表明にも申し上げましたし、常日頃、安心・安全なまちづくり、そしてまた、防災・減災対策をやはり最優先にやっつけていかなければいけないということは申し

上げております。これからも、やはり、通学あるいは通勤、いろいろなこの日置川大塔線についても、不便なところもございますし、課題もたくさんございます。これは、もう今までもずっと指摘されてまいりましたので、この点につきましては、県のほうにも今後とも要望を上げて、そして、早期な改修工事をやっていただけるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

両町の合併時における重要、重点課題である地域基盤の整備、充実については、どのようにお考えなのかと思うわけであります。日置川大塔線の改良工事については、岩田保呂線、田辺白浜線とともに、合併時における県事業の中で重要課題事項として省略してある事業の1つであります。

私は、このことについて、何回となく取り組みについて質問しております。先ほど、町長からも質問いただいているというような言葉をいただきましたけども、そんな中で、当局はもっと真剣に前向きにというか、一步踏み込んだ取り組みをしていただきたいと思うわけがあります。

合併後10年が過ぎ、時代の流れとは言え、へき地は過疎化に拍車がかかり、少子高齢化は進む一方の状況であります。来年4月から市鹿野小学校が安居小学校に統合されます。川添地区の児童・生徒は、和歌山県も危険道路と認めてある道路を通学するわけであります。この実態を改善することなく、当局も、教育行政も推し進めていくわけですよね。どこが安心・安全で暮らせるまちづくりを進めていくことになるのでありましょうかと、私は思います。

町は、この事業に何回か要望をしていると伺っていますけども、県はこの事業に対して要望のたびに地籍調査なくして実施できないと答えているわけです。なぜ、地籍調査の実施ができないのか。それとも、来年度からE1工程という初歩の取り組みがあるんですけども、そういうような実施ができないものか。このことについて、何度も質問しているわけですが、玉伝口市鹿野橋間の改良については、これがなかったらできないということの県の回答でありますから、この辺についてお答えいただけませんか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

県道日置川大塔線沿線の地籍調査事業につきましても、今年度は日置川地域、久木地区、日置地区と白浜地域、栄地区と堅田地区になりますが、事業を実施しております。県も地籍調査の実施を求めていることから、海岸部と山間部を含めた事業計画の作業を進めていきたいと考えていまして、平成27年度では久木地区の事前調査に着手をし、今年度から地籍調査事業を開始しています。詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

○議 長

番外 日置川事務所長 田井君

○番 外（日置川事務所長）

県道の改修についての要望に対して、県は地籍調査が実施されていなくても、日置駅前と

か口ヶ谷橋の上では改修工事をやっていただいておりますが、地籍調査の実施を求めているということは承知してございます。

現計画である第6次国土調査事業10カ年計画、これは平成22年から平成31年度までですが、これにプラスアルファする形で、県道日置川大塔線で久木地区の頻繁に土砂崩れによって通行制限になる箇所について、平成27年度に事前調査に着手して、今年度から現地調査事業を開始しております。国、県の予算配分が十分でない状況ですので、現計画で実施の箇所に加えて、地籍調査事業をさらに拡大するという事は、困難な状況でございます。

県道日置川大塔線に関連する久木地区の地籍調査事業につきましては、来年度からは測量、それに地籍図、地籍簿を作成、成果の閲覧、認証を経て、この地区の完了予定は平成30年度になります。県道日置川大塔線改修に関する、その後の地籍調査につきましては、平成32年度から平成41年度までの第7次国土調査10カ年計画に反映できるように検討を重ねて、予算確保を県に要望していきたいと考えてございます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

今、なかなかできないというような旨の答弁いただいたんですけどね。県の事業で、町長の事業ではないんですけども、ただ地籍調査をすることによって、やっぱり一歩でも二歩でも前進することになるわけですし、その事業に対する取り組みというのは、県の評価というのが大きく変わると思うんですね。

だから、町長、先ほどから僕が申し上げているように、安全・安心というまちづくりの中での一環と、やっぱり過疎ということは、小さいところよりも大きいところから始めないと、なかなかそれが解決できないんじゃないかなと、私は思うわけです。そういうことで、無理を承知でも、そういうことを申し上げているわけですね。ただ、行政とすれば、大塔線の中で一部を知っていたら改良工事をするということで捉まえますよ。しかし、市鹿野地区においては、過疎が進み、ずっとそういう課題というのは、町長はずっと上げているわけですからね。そういった中で、だから、それをなぜ取り組まないのかということに、また、私はこだわっているわけですね。

それで、このことは釈迦に説法のような格好だと思うんですけどね。道路を改修することによって、県道日置川大塔線の玉伝口と市鹿野橋の間についたら、危険道路である区間が改良されるわけですね。このことは、児童・生徒が通う通学道路であり、市鹿野地区住民の生活道路であるわけですね。

先ほど、頻繁に久木地区が土砂崩れ起こるということを申してましたけども、ここ二、三年はこの県道の危険道路については土砂崩れはないんですけど、やっぱり起こっているわけですね。どこで、重要性ということを持ってくるか、持ってこないかということなんですけども、そういった中で、危険道路にある場所を児童・生徒が毎日通っているわけですよ。来年の4月から市鹿野小学校が統廃合されることによって、ずっと通うわけですね。その危険道路ということをも認めてるわけですよ。そういったような中で、安心して安全で暮らせるというふうに掲げている話に、少しでも取り組んでもらえたらと思うのが、私らの地域としての願望といいますか、願いでもあるわけですね。

そこで、くどいようなんですけども、県道日置川大塔線の玉伝口市鹿野橋間、これを来年4月

から通学する児童の父兄の立場を考えたとき、どうかと思うわけです。そのことについて、やっぱり立場は違うから余りわからないんでしょうけども、町長なり教育長はこのことについて、どのように思われますかね。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

この狭隘箇所が続く道路ということで、毎日の通学で利用することにつきましては、やはり心配されることは当然のことであると、私も思います。

危険道路というふうな位置づけになるのかどうかというのは、私は、県がそういうふうに言うてるというのは聞いておりませんが、白浜町内にもそういった通行がなかなか危ないといえますか、そういう箇所も、指摘のところもあるかと思えますけれども、このことにつきましては、特に市鹿野の地域の道につきましては、機会があるごとに道路管理者であります県に対しましては、早期改修の要望をしております。しかしながら、その中で、用地の関係、その他諸事情によりまして、今のところ大規模な改修計画はないわけでございます。災害復旧とか維持補修とか局部的な工事に対応していただいております。特に、日常のパトロールで、小規模な落石や土砂崩れの復旧にはすぐに対応していただいているところでございます。

ちょっと余談になりますけれども、9月議会におきまして、小学校の統廃合による通学路についての三倉議員の一般質問の答弁でも少し触れさせていただきましたけれども、沿線の区長様を初め、関係団体の方々のご協力によりまして、このたび、県道日置川大塔線改修促進協議会が、去る10月28日に発足をいたしました。また、12月7日には、西牟婁振興局長を当会の役員が訪問いたしまして、促進協議会発足の報告と、今後の協力をお願いしたところでございます。県としても、一気に全線とはいかないけれども、セット区間を設けて、町や促進協議会の皆様と協力をして取り組みを進めていきたいと旨のお話をいただいたところでございます。

一気になかなかいかないと思えますけれども、やはり私どもも、この狭隘箇所が続く道路の不便さ、あるいはそういう心配のあるところは、重々承知しておりますので、これを、やはり機会に一気に難しいかもしれませんが、できるだけ市鹿野エリアの、特に狭隘な場所とか、あるいは土砂ですぐに災害が出るようなところ、水がつかるところについては、できるだけ早い段階で改修できるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

教育長委員会といたしましては、平成29年度以降の市鹿野小学校の児童数、学級数、これを考慮した結果、児童の学習環境の確保の観点から市鹿野小学校の統合を行う必要があると判断し、保護者、地域住民の皆様方に学校の現状や今後の見通し等をご説明し、ご理解をいただきました。

しかし、地元説明会の中でも、保護者、地域の皆様方から統廃合に当たっては、通学する子どもたちの負担を少しでも軽減できるよう、県道大塔日置川線の改修について、強いご要

望をいただいているところでございます。

児童・生徒の通学の安心・安全を確保することは、非常に大事なことでございますので、保護者や地域住民の皆様方のご要望に対して、町当局と連携をしながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議 長

8 番 三倉君（登壇）

○8 番

今、きれいな答弁をいただいたんですけどね、実態として、毎日通っている子どもで安全かなという親の気持ちの話はあんまり、今のところ2人とも、町長も教育長も答弁いただいてないんですね。やっぱりしにくい話やったかと思うんですね。

それで、やっぱりそういったような状況にあるのに、なかなか進めない。町長の答弁の中であったんですけど、何回も要望しているということですよ。要望をしているんですけど、結局、ここの場所に関しては、地籍調査しないとできないということなんですよ。幾ら要望したって。たちごっこなんですよ。地籍調査したら進むわけですね。進める方向にあるわけですね。その辺を、私は申し上げているわけですね。

先ほど、日置川事務所長の田井さんは、第何次計画、何次計画というようなことをおっしゃってましたよね。その答弁の中で、結局、31年度以降だったら何とかなりそうだということですね。31年度やと4年経つわけですね。4年間放つたらかしなんですよ。まあ、言えば。そういうような事態のもんかということですね。

何でと言うたら、結局、今のような状態で、やっぱり保護者がこういうように不便だったらということで、住所をかえる、転居を考えると親御さんが出てくると思うんですね。そうなったら、ますます過疎になるわけですね。そういったような状況で若者が定住できるまちづくりを目指せるんかと。それは、その場所だけで限ったらいから、そういうような考えも出てくるんですね。

この地域は頑張ってくれて、川添まつりなんかもしてますけど、やっぱり去年に比べて、催し物、イベントの形ががたっと落ちているわけですね。あと二、三年ぐらいしか続かないように思うんですね。やっぱりそれだけ頑張っている地域なんですよ。若者がいないからできなくなってきているわけです。若者がいないというのは、やっぱり若者が住める環境でなくなっている話やし、やっぱり児童・生徒がなくなってくる、児童・生徒をどうするかということに対する、そういう不便さのところで、やっぱり住めるかということの根本もあると思うんですね。そういった現実、実情に手を差し伸べるのが行政ではないかと思うわけですね。この道路は、この件だけではなく、先ほど、冒頭に申しました、安全・安心のまちづくりの一環ということだけじゃなしに、ほかでも要素がずっとあるわけですね。

くどいようですけども、児童・生徒が通学する道路が危険道路であり、その道路を通学に30分かけて通うわけです。先ほど申しましたけども、このようなところに、若者がこぞって住まいしてくれるかと。また、子どもを抱えた若い夫婦が定着してくれるかと。どう考えたって、マイナス要素はあってもプラス要素にはならないと思うのは、私だけかなと思うんですけども、そうではないと思います。

人は集団生活の中で、規則や規律、お互いを思いやる気持ち、心を育むというように言われています。どれほどの人数をして集団というのか、私には明言できませんが、地区児童数が

数人で子どもを持つ親が子どもの将来を考えたとき、不安を抱くのは当然のことと思います。だから、玉伝口市鹿野橋間の県道改良に向けて、通学児童・生徒をたてに県への事業要望ということは、大変忍びないんですけども、先ほど教育長の話にもありましたみたいに、やっぱり児童ということを考えてら何とかせなあかんというような格好もあるというようなことなんでしょうから、その土壌をつくるのはやっぱり当局ではないんですか。

先ほどから何回も申しますけど、町長の政治課題の1つであるわけですからね。それで、安全・安心ということについて少し横道にそれたんですけども、議長、大体このぐらいで、この件については終わって、次の防災面、防災に強いまちづくりというような形の中から、またこの件について、ちょっと申し上げたいなど。ほかにも防災についてはあるんですけど。

○議長 長

わかりました。

それでは、引き続きまして、どうぞ。

8番 三倉君（登壇）

○8番

防災の面から、玉伝口市鹿野橋間の改良工事は、防災に強いまちづくりという面からも、当地区内においては、道路改修工事によって二車線道路となるわけですし、土砂崩れ等の路肩の崩壊災害がなくなることとなります。また、このことによって、県道の通行止めがなくなるということにもつながります。当然のことながら、市鹿野地区の防災に強いまちづくりの一端でなれると思うんですが、いかがでしょうか。

また、このことはインフラ整備にもつながることになりますし、防災面からのご所見についてお伺いしたいと思います。

○議長 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

ただいま三倉議員から、道路の拡幅二車線化によりまして、防災面としてどうかというご質問をいただきました。

防災担当の立場から申し上げますと、当然、道路が拡幅されて通行に支障のないような整備された道路になりますと、災害が発生したときにも通行ができるというような状況になってきますので、議員がおっしゃるとおり、二車線化となれば非常にありがたい。このように考えてございます。

○議長 長

8番 三倉君（登壇）

○8番

私と同じような考え方を総務課長も持っておられたようなので、少しは安心したような次第でありますけども、そのためにも、やはりここの部分の県道の改修ということについて、申し上げたいわけですね。

ただ、その防災という質問の中で、今一つ、朝ほどに長野議員も質問されていましたが、少し重複するところもあるかもわかりませんが、避難場所についてお伺いしたいと思います。

日置川地域の日の出地区、日置大橋から日出神社に至る区間になるわけですけども、ここ

にあつては、海抜が低く津波による予想浸水高は2メートルから5メートルであるというように、町のハザードマップに表示されているわけでありませう。

この近くに高台等による避難施設も、津波避難ビルも津波避難タワーも町が開設する避難場所もないわけでありませう。マップに示された津波到達時刻は、この地域では1メートルで1分、3メートルで5分、5メートルで6分というふうに表示されているわけでありませうけども、普通、健康体の方で、徒歩で1分で大体100メートル歩くというような概算があるそうでありませうけども、この地域は高齢化もひどく、お年寄りの方が多いもんでせうから、なかなかこの距離を進めるような形にはならないと思ひませうし、また、歩く距離なんですから、走るということも考えられませうけども、お年寄りですから、100メートルも早足なり、駆け足なんていうことは到底難しいのではなからうかと思ひませうわけでありませう。津波到達時刻を6分にしても、地震の揺れがおさまつてすぐに避難できる状況にはなかなかなれませうね。1分、2分がすぐ経つてしまひませう。

そんな中で避難できる時間を津波到達時刻までの時間を5分としても、500メートル近くの距離しか避難できないのでありませう。その500メートルという距離は、子どもにすれば、割と近い距離にあるわけでありませうけども、大人とすれば、ましてやお年寄りとすれば、なかなか遠いというような距離になるのではなからうかと思ひませう。

このような距離の範囲に避難施設も、適当な場所も、避難できるような場所も、指定された場所も余りないわけですね。こういった場所も含めて、長野議員の質問にもあつたんですけど、当該地区を含め、このような地区の対応、対策については、どのようにお考えなのかお伺ひしたいと思ひませう。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

和歌山県より南海トラフの巨大地震のほうで津波避難困難地域につきては示されまして、白浜町では11地区が津波避難困難地域に設定されてござひませう。その中に、議員ご指摘のように、日置地区についても、津波避難困難地域に設定されて、該当してござひませう。

現在、津波避難困難地域の解消に向けましては、日置地区のみならず全地区で津波避難困難対策検討ワークショップというものを設置させていただいて、さまざまな観点から対象地域の自治会の皆様や自主防災組織の方々と津波避難対策について、計画を練つて協議を続けているところではござひませう。そうした中で、避難対策というものを見いだしていききたいと、このように考えてござひませう。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

防災組織なり、地区なりと考へて対策を考へていききたいというように聞いたんですけど、その場合に、結局、当局からそういった形の呼びかけを、また地域に対して、指導なり、そういう形をされるのか。それとも、やっぱり今まで、ほりくりというんじゃないですけど、今までこういった状態であつたのが、そういう話がなかつたらそのままになるのか、その辺についてはどうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

この津波避難困難地域の解消に向けた計画というのは、昨年度からずっと取り組んでおりますが、なかなか進んでいないというご指摘もいただいておりますけども、それぞれ各地区でワークショップを開催して、それぞれの地域で、それぞれの解消に向けた対策というのを、計画を今練っておりますして、それを全部取りまとめて白浜町の津波避難困難の解消計画というものができあがってくると。できあがった段階で、それぞれの地域に対して有効な施策を講じていくと、運びとしてはそうなります。

日置区と津波避難困難地域の解消に向けての協議というのはさせていただいてございまして、日置区からも、日の出地区、この状況についてもお伺いしているところでございます。日置区との協議では、避難施設の整備であったり、避難路の整備、初期避難場所の整備について、現在も協議しているところでございますので、そうした中で、早急に白浜町の津波避難計画並びに津波避難対策緊急事業計画、これを取りまとめて、実態のある対策を講じてまいりたいと、このように思っております。

○議長

8番 三倉君（登壇）

○8番

しているということなので、そんな中で、この地区もどこもそうなんですけど、けさほど、長野議員の質問にもありましたように、地震がいつ起こるかわからない話の中で、結局、夜中ということになったら、山のほうに、この地域としたら、通じる道路らしきものがないんですね。昼間なら道路でなくても、ある程度、年寄りの足ででも、間をぬっていけるということにはなるんでしょうけども、そういったことからしても、夜間というんですか、そういったことからしても、ぜひとも、このあたりには、そういうのをしなければならないのではないかなというようなことも思うわけでありまして、そういった話の中で、どういう形にしろ、住民が安心して住めるそういう施設を、今まで以上により一歩踏み込んで対策を考えていただけたらなと思ったりしますし、当局としたら、ここだけじゃなしに、ほかもあることですから、なかなかということにはなるんでしょうけども、でも、ほかもあるんでしょうけども、その地域もそうしてもらわないということにもなりますので、その辺についていかがですか。

○議長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

この事業計画自体を作成しますと、いわゆる町単費だけでなく、例えば、県の今までもらっている補助事業だけじゃなくて、やっぱり国という大きな組織の中の大きな予算というのが補助としていただけるような形が見えてきてございますので、そうした中で、抜本的な部分というのは解消していきたいと思っております。

それに対して、町の当然、単費の費用も出てきますから、優先順位はなかなか、どこもかしこも必要ですので、優先順位ではなかなかつけにくいんですけども、そうした事業計画をつくりながら、順次解消に向けて進めていきたいと思っております。

○議長

○8 番

そういった中で、そういうような答弁を聞いたら、やっぱり地域の皆さんも、少しは安心できるなど。だから、実現に向かって、一日も早い完成を願って、この項についての質問は終わります。

次に、両町の合併時における重要、重点課題の取り組みという形で通告しているんですけども、先の事項で少し質問した形になるわけですけども、改めてお伺いしたいと思います。

合併時における重要、重点課題は、当時のこの冊子の中にもあるんですけども、産業振興と雇用の確保について、1つ、保健、医療、福祉に係ることについて。1つ、生活環境の充実、整備に関することについて。1つ、地域基盤の整備、充実に関することについて。1つ、教育、文化の充実に関することについて。というような格好で、大きく分けた項目がそれぞれありまして、その中で、重要、重点課題ということが述べられているというんですか、挙げられているわけです。

今回、私は、そういった5つほどある、その項目の中で、地域基盤の整備、充実の中から重要、重点課題への取り組みについて、お伺いしたいわけです。

地域地盤の整備、充実の項目の中には、道路、橋梁の新設改良の事業や公共交通体系のこと、それから、通信のインフラ整備等に挙げているわけでありまして。そんな中で、県の事業としては、街路の整備や県道の整備ということがあり、県道の整備の中で、日置川大塔線、田辺白浜線、岩田保呂線などが挙げられているわけです。

このような背景の中に、私は日置川大塔線について、合併時における重要、重点課題であるから、特にその中で、玉伝口市鹿野橋間における改良というようなことで、再々申し上げているわけでありまして、そういうことの中で、早期着工を訴えているわけでありまして。

それで、この冊子をつくったのは、白浜町日置川町合併協議会で作ったと思われるがちですけども、新町まちづくり計画は両町だけで作成したものではないと。そしたら、どうなんなどということ、この協議には、和歌山県も参加しているわけですね。だから、和歌山県もやっぱりそのことはわかっている話の中で両町が合併していることですから、やっぱり県のほうも話になって、そういうのを言ったらノーとは言えない立場であるのではないかと思うわけでありまして。

そういった中で、もう10年も経つと忘れられそうな背景の中で、日置川大塔線、玉伝口市鹿野橋間の改良工事の着工を要望し、着工できるようにということで申し上げていたわけでありまして、白浜町もそれなりの準備と申しますか、手だてと申しますか、用意する事業に取り組んでもらえないのかと。もらうべきではないのかと。このように思うわけでありまして、いかがでしょうか。

先ほどの答弁と重複してくることはなるんですけども。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

議員がおっしゃるとおり、新町まちづくり計画に記載されておりますこの県道日置川大塔線の改修につきましては、県当局とも協議した結果でございます。よって、改修につきましては、引き続き、県当局に要望してまいりたいと考えております。今後は、県道日置川大塔

線改修促進協議会とも連携して要望してまいりたいと考えております。

また、地籍調査事業の必要性は十分認識はしておりますけれども、全線の中で言えば、日置川大塔線の中で言えば、まだ地籍調査ができてなくても工事が一部進んでいるというところもございますので、そのあたりも、もちろんいろんな、まだまだ用地の問題とかいろいろあるとは思いますが、そういうこともありますので、今後は、現在の第6次国土調査10カ年計画の中で新たな箇所に進めていくのは、大変難しいこともあるんですけども、現在、調査事業を行っている久木地区の終了後、どのような進め方がいいのか。どの地区から着手すればよいのか。このあたりを県当局とも相談しながら、第7次国土調査10カ年計画に反映できるように検討していきたいと思っております。どうかご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

協議会と町長は協議するということですけども、協議会じゃなしに、町長が結局、今の第6次計画する前に、その場所の地籍調査を始めたら進んでいくというような格好も、県は以前に、そういう答弁されてたわけですよ。それこそ、せんことにはということです。今一つは、地籍調査がしないとかもできるいうんですけども、結局、地籍調査をしないことには、用地の買収から、もろもろが進まないわけですよ。それは、いつも言っている話ですけど。境界が決まらないのに、どこからどこから買っていいのかわからないから、予算がのびるから地籍を先にしろということを、県はずっと言っているわけなんですよ。だから、幾ら協議会を作って、早うせえ、早くしてくれと言ったって、地籍調査をしないことにはなかなか進まないよ。

町長がおっしゃっている話として、なかなかなんですけども、やっぱりここには、トンネルの話であったり、橋梁の話であったり出てくるわけですね。予算額にしたら、かなりかかってくるわけですよ。県の工事ですけど。そうなった場合に、県は部分改修するほうがずっと安く済むわけですよ。それで、今のここにうたわれている、改良工事を進めているんですよ、改修しているんですよ、ということで答弁としては通りますよ。でも、地域としたら、そうはいかないですよ、やっぱり。ましてや、もう市鹿野地区が、川添地区がもう本当にじり貧になってきているような状態ですよ。その辺はやっぱり、ちょっと考え方をと思ったりするんです。

話をしたら、すぐに当局とすれば、お金がない、お金がないと言われるんですけど、お金がないと言うたって県の事業なんですよ。地籍調査という事業は、前々から申してまんですけども、25%が地元負担であって、その後、交付税措置をもらうんですから、大体10%ぐらいの範囲でいけるわけですね。10%要って、例えば、仮に、この場所が地籍調査で5,000万円要るとしましょうか。5,000万円要ったって、それが3年かけてしないとだめな仕事になるわけですね。5,000万円というのを、結局、1割負担にしたら500万円なんですよ。500万円を3年でやったら、百五十六万円、170万円、180万円の金額があれば、地籍調査は済むんですよ。財源とすれば。ただ、今の場合に、第5次地籍調査の計画の中の範囲でそうされているからということで答弁されているけども、その変えることというのは、僕は地籍に行ったときに、地籍の係がおっしゃってたんですよ。

一番言えるのは、あとの工事費についても、県は金がないということになるんでしょうけど、今は地元選出の議員さんが、やはり力のある国会議員の先生がいらっしゃるわけですから、そういう時期に、やっぱりそういう形で進めていくというのも、場所と時というのがあると思うんですよ。それを逃したらどうなるかわからないということで、やっぱり渋々ということで引き延ばされるということも考えられるわけですよ。と、私は思うんです。

もう1つは、先ほどの子どもの通学についても、先ほど、通学をたてにしたら忍びないというような話をしましたけども、あと10年したら、通学する子どもが、もう小学生ゼロになるということも考えられるわけですよ。そういった場合になったら、少ないところへすぐ費用対効果いいですけど、政治に費用対効果はタブーにしてもらわないと困るんですけども。そうしたら、なかなか今度は予算もつかないわけですよ。そんなようなところで、ということです。

今一つ申し上げたいのは、昭和30年かな、31年、旧日置川の合併のあったときに、それは川添村と三舞村と日置町で合併したわけです。そのときに、広井にトンネル抜けるというような話をしていたんですよ。合併条件であったわけですよ。でも、それは町道みたいな格好になるもんですから、町に金がなかったら、そのままなんですよ。その結果が、今の城の地区であって、小川の地区であるわけですよ。できなかつたおかげでね。

やっぱりそういうことからしたら、今回の場合は、ここの場合は県道なんですからね。先ほどからも申してますように、この中へ一枚かんでるわけです、県が。その手だてをするのが、地籍調査やと、私は申し上げているわけです。地籍調査をするに、何だと言ったら、3年間で500万円ぐらいの金額で済むし、あと、今度工事が必要になってきたって、結局、半島振興道路であるもんですから、やはりその起債なり何なりの補助金の方法はあるというように、私は伺っているわけです。

だから、ほんとに、こと細かくこのことだけでというてから、細かいなというようなことになるんですけども、やっぱり時期というのがありますし、やっぱり国会議員の先生がそこそこ動いてもらえるような地位にある方がおる間にということで、鉄は熱いうちに打てというのは、合う話か合わない話かわかりませんが、例えは合わないかわかりませんが、そういう形になるんじゃないかなと思うわけです。

質問が一問一答から総括みたいな形になったんですけども、そういったようなことを考えてした場合に、やはり、今の第5次の地籍調査の計画を少しでも変わることができないのかなと思ったりするわけなんです。いかがでしょうか。

即答は無理であったってね。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

この玉伝口から市鹿野橋間の県道改修につきましては、これはもうやはりかなり前からずっと課題になっておりますけれども、ここに来ましてやはり学校の統廃合とかいろんな地区の皆様方の不安とか、あるいはいろんな要望がありますので、ここにつきましても、やはりできるだけ県当局にももちろん要望は上げるだけじゃなくて、やはり先ほどからお話いただきましたような地元選出の国会議員、あるいは県会議員の先生方もいらっしゃると思いますので、今、徐々に少しずつではありますけれども話をさせていただいたり、あるいはこちらからも一

緒に要望を上げていこうというふうなことになっております。

町議会議員の皆様にも、やっぱり一緒になって、そのあたりを声を大にしてやっていければ、非常にありがたいなど、促進協議会だけでお願いするということではないと思いますし、議員の皆様方のご指導、あるいはご協力をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

やはり今の現状におきましては、この道の改修だけではないんですけれども、地域の、やはり発展というか、今の日置川地域の過疎化の現状を考えたときに、やはり道路の整備ももちろん大事だと思いますし、人口減少が著しい中で、子どもたちも減る中で、やはり少しでも定住人口がふえるような子育て世代への支援とか、あるいは若者へのそういった定住が図れるようなそういう施策をこれからも、白浜町内で全体で行き渡るようにしていくのが政治の役目だというふうに思っております。

なかなか言うは易く行うは難しでございますけれども、今、議員からいただきましたご要望、あるいはご質問につきましてはごもつともと思いますので、今後とも、皆さんと一緒にまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

町長、もう1回申し上げます。協議会をつくって、議員が幾らしたって、地籍調査をしないことには進まないんです。ここの地区の。その地籍調査というのは、決められているという、決めたのは誰かといったら、町で決めたわけです。町で決めたのは町で変えられるはずだと思うんです。その辺のことを肝に入れてもらって、私はもうこの件についての質問を終わります。

続きまして、住居表示ということでお伺いしたいと思います。

この件に関しましても、事業の必要性等については再三再四質問しているので、もう省略します。以前の質問後の当局の答弁内容から、再度質問したいと思います。

そんな中で、平成27年3月議会での質問で、町長が次のように答弁されています。議会でも、何度も一般質問をいただいております。その中で、同様な状況の中で、住民サービスや観光サービスを向上させるうえでは、やはり大きな課題の1つであるということは、私も十分認識しているところだと答弁され、それから少し間を置いて、これは近々に実施しなければならない課題の1つであるというふうに押さえておりますと答弁されました。どのような形で進めていくのか、どのような方法が一番最も効率的なのかということを考えながら、田辺市、上富田町の今の現状をしっかりと勉強した上で取り組みを参考にし、まずは研究していきたいというように答弁されました。その後、このようにも申されました。私の任期期間中、あと1年ちょっとでございますけれども、何とか方向性を出していきたいなというふうに考えてございます。

また、実施に当たり、取り組み方を研究していきたい。任期期間中に、何とか方向性を出していきたいとの答弁についての実施が、私の目から見て、なかなか進捗しているような様子がうかがえなかったものですから、平成27年12月の議会で、また質問をしたわけです。このときの答弁は、以前の答弁に比べて、答弁内容が大きく、事業に対する後退した答弁で、計画に向かっては、私からしてつじつまの合わないような答弁内容でもありましたが、任期

中には、このように言っていると思います。任期中には、何とか方向性を出したい気持ちと、来年度以降、どうやって取り組んでいけるかということを実際に考えているところだと答弁されています。それから、この答弁の終わりに、財政状況が大変厳しい中で、早急に取り組むべき事業もたくさんございます。その中で、この事業も近々の課題であると、住居表示につきましても最重要課題であると、私は思っておりますので、この緊急性などを十分考慮した上で、今年度中といたしますか、私の任期の間に1つの方向性として係の配置とか、担当の係を決めるとかいったことを考えていきたいと、このように思っておりますと答弁いただきました。

ですが、もう今は、町長の任期は2期目であります。以前の答弁での回答では、平成27年中の話でしたけども、現在は平成28年度です。28年度もあと3カ月で年度は終わりというところまで至っております。方向性について考え方には変わりませんか。それとも、このことについて、職員等の反対等が多いのかというようなことも、私は勝手に思っているわけではありますが、担当者が決められないという状況はどうしてなのかと。年度として、2年ずれ込みましたけども、来年度から一歩前進した形でできるのでしょうか。お答えを賜りたいと思います。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

ただいま三倉議員から住居表示についてのご質問をいただきました。以前にも議員から同様のご質問をいただいておりますので、重複する答弁もあるかと思いますが、ご了承願います。

まず、白浜地区につきましては、地番に大字名がないため、生活上または行政の仕事を進める上で不便なところがあることは承知しているところでございます。以前の質問においても、他市町村の取り組みを参考にしながら検討を進めてまいりたいとの答弁をさせていただきました。

その後、総務課で既に実施しています田辺市、上富田町の取り組み状況などを調査したところでございます。実施するとなりますと、住所、本籍、不動産の表示によってあらわし方が異なり、複雑になる面もあり、町としましては、地番図の修正等が必要となるという課題もございますので、そうした点も含めて、さらに調査を深めて判断しなければならないと考えております。実施する段階までの検討にはまだ至っていないのが現状でありますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議 長
8番 三倉君 (登壇)

○8 番

実施に当たって、地番図の修正という具体的な話が出たんですけど、地番図の修正なんか要らないんですよ。新たにつくらないとだめなんですよ。地番図をもとに。修正ではないんですよ。そこの地番をどうするかということですからね。そこの地番を何番地、わかりやすくするためにするということですから、別に修正じゃなしに新たにつくるということなんですよ。ここをどう変えるというんじゃなしに。だから、その辺からして、やっぱりちょっと総務のほうの取り組む姿勢がいかげななものかなと思っておるわけであります。

この事業にあっては、当町にとっては避けて通れないことではないのかと思うわけであり
ます。その必要性については、町長も十分把握しているんであったら、やはり、もう早急に
かかるべきではないのかと思うわけであります。都市化されている町、地域、地区では、こ
の事業は既にほとんどの地区は終わっているわけです。終わってないところについても進行
形であるわけです。白浜は、都市化されているように、私は思うんです。旧白浜の白浜はね。
そういったところでわかっていながら、なぜ進めないのかと。ものごとの取り組みについて、
遅い市町村というのは、往々にして町の発展というはおくれているように、私は思います。

田辺市の職員が住居表示の事業ができて、上富田町の職員がこの事業を難なくこなしたと
いう事実に対して、我が白浜町は、なかなか調査した結果できないと。これは、職員が見劣
っているんじゃないかなと、私は思ったりするんです。それとも、町長に意気込みがないの
かなと思う。きついですがね。そういうようにも感じ取っても仕方ないんじゃないでしょ
うか。

先ほど申しましたように、地番の修正というのは要らないのです。ある地番に基づいて、
何番地を何号地にするとか、そういう形のものであるわけです。それが難しければ、どうだ
といくんだったら、前に、その地域の頭に字をつけるなり、通称名をつけてその地番を呼
ばしていくというのも1つの方法なんです。方法は幾らもあると思うんです。そういったこ
とだったら、私も少し知っているもんですから、相談があったっていいと思う。

だから、取り組みたくないような要素ばかり挙げているのではなかろうかなと私はとれ
るんです。私は、白浜の職員はもっとできると思います。田辺市の職員にできて、上富田町
の職員にできて、なぜ白浜町の職員が取り組めないのかということです。

いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

この事業に対します三倉議員からのご指摘というよりは、私も役場に入ってから、旧白浜
においての、そうした大字の部分につきましては、前々町長の時代にも検討したという経過
があるのは承知してございます。

そうした中で、近隣の取り組みを調査しておりますけども、実際にお話を聞きますと、他
の市町、田辺市と上富田町ですが、実施したエリアといいますか、地域、これと白浜町の大
字のついていない地域、また、本番より枝番が大きくなっている地域、こことは状況が大き
く違うというふうに考えてございます。

実施することの効果というもの、これもあると思いますが、実施後の住民負担などももっ
と調査する必要があると思ってございますし、あと、一方で、情報化が進んでいる昨今の中
において、地番が飛んでいるということによる住民、事業所、また町役場、行政ですね。不
便を感じるという部分、これについては、大分、以前とは違った形で緩和されている部分も
あると、そういうふうにも感じておりますので、もっといろんな観点から判断する必要があ
ろうかとも考えてございます。

田辺市、上富田町で事業費、そうしたものも聞いておるんですが、聞いておるのは住居表
示に関する部分だけでございますので、これまで情報のほうの担当してきた私としましては、
当然、住居表示が変わりますと、住民票の関係、住基ネットの関係、戸籍の関係、全てデー

タが変わっていくことになってこようかと思ひます。

こうした部分に、当然、手作業じゃなくて業者さんのバッチ処理という作業が入ってこようかと思ひますが、こういう部分の費用というの、まだまだはじけていないところもありますので、全体事業費がどれぐらいになってくるのか。そうしたことも深く研究したいと思ひてごひいます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

今、事業費が要ると。でも、要るけどしなければならぬことではないんですか。それと、田辺市と上富田町の場合と事情が違ふということもおっしゃってましたし、違ふのは違ふんだらうと、わかりますよ。上富田町の場合は規模が小さいですよ。南紀の台の部分ですから、ほんしれたことですよ。でも、それをやっているとことゝの気構えということか、そういうのがあつたわけですよ。ましてや、これだけ規模が広ければ広げだけに、やっぱり所在がつかみにくいという事実もあるわけじゃないですか。

前から申してまふ、2039だったですか。2037か。枝番が二千何百もあつて、この役場の裏から飛行場まで、全部同じような地番でというようなことがあつたわけでしょう。郵便局とか、それだけの問題じゃないと思ひわけですね。だから、かかれるところからでも、やっぱりかかるべきではないのかということに思ひわけですが、いかがでしょう。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

調査の段階におきましては、南紀の台につきましても、新たに開発されて、区画整理されて、それに伴う土地地番と住居、ここを明確にしていくということ、区画を整理されたような地域については、この住居表示というのは有効に働いてくると思ひます。

ご指摘の本番より枝番が多い、2927、2926あたりなんです、この辺につきましても、住居表示と申し上げるのは、我々が調べているところでは、住居のあるところ、ここに対して住居付番をふっていくということになってきますので、余りぽつん、ぽつんと同じ広いところでも、地番が幾つに分かれてても、住居が建っていないところ、ここへ住居表示をふっていくというの、なかなか効率的ではないので、住居付番もまた飛んでしまうようなことも考えられますので、そうした部分もちょっと考えないと、そこに効果的に働くのかどうかということ、ちょっと研究したいなと思ひております。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

ある程度、もう堂々めぐりみたいになるもんですから、これで終わりますけども、今、課長がおっしゃつたところは、結局、その頭に2927の前に、黒潮台なり、はまゆう台なり、そういう名前をつけるだけでも住居表示じゃないですけども、所在というのがはっきりするわけですよ。団地の名前をつけるなりね。そういうことでも、ころつと変わってくると思ひますね。そういうことも含めた中で考えるべき問題ではないかと思ひたりするわけですよ。

だから、今おっしゃったように、そういう開発されたところは、地番もはっきりしてますし、はっきりしている中で住まいされてないもんですから、住居表示をつけるのはどうかなということにもなるわけですよ。それはごもつともなことですよ。でも、そういうことについては、そういうような格好の方法をとれることでしょうし。通常、瀬戸でいうたら、瀬戸1丁目から3丁目ですか。あるわけでしょう。それを通称呼びながら、そうじゃなしに、白浜町何番地でいきやるわけでしょう。それやったら、頭へ町内会の瀬戸何丁目何番地って、中へ頭にその所在の場所の日本語の文字を入れるだけで、ころっと、その場所というのはつかめることになるじゃないですか。そういったことも、私は、住居表示、住居表示と申し上げてるんですけども、住居表示は何も白浜町何丁目、白浜町どこどこ何丁目、何番地、何号とかいうことばかりを申し上げてるわけではないんですよ。湯崎についても、そうですよ。湯崎1丁目から3丁目、ずっとあるわけでしょう。それについて、町内会が各あるわけですよ。だから、するんだったら、その範囲を町内会の方々と協議する中で進めていくというのも1つの方法ではなからうかなと思ったりするもんですから。

そういったことを参考にさせていただいて、もう住居表示については、今のところ堂々めぐりになっているもんですから、ちょっとこの質問はこれで終わります。

これでもう、私の通告している範囲の質問事項は終わったと思いますので、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上をもちまして、8番三倉君の一般質問は終わりました。

それでは、暫時休憩します。

(休憩 14 時 04 分 再開 14 時 14 分)

○議 長

再開をします。

引き続きまして、7番廣畑君の一般質問を許可いたします。廣畑君の質問は一問一答形式です。1番目の学童保育についての質問を許可いたします。

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

それでは、質問をさせていただきます。

最初に、学童保育についてお尋ねをします。学童保育、今般、西富田学童が新たに建設をされております。そういうふうなことで、学童保育の町の運営方針について、お尋ねをします。

厚労省は、平成27年3月、事業者、運営主体であります。及び実践者向けの放課後児童クラブ運営方針を策定し、平成27年4月より適用となっております。こうした運営方針に基づいて適正、円滑に事業運営されているものか、確認、指導、助言を行い、質の確保、向上を求めています。

学童保育の、この運営方針について、お尋ねをいたします。特に、事業所での利用者への支援の内容についてもお伺いをいたします。いかがでしょうか。

○議 長

7番廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 鈴木君（登壇）

○番 外（教育長）

廣畑議員から、学童保育についてのご質問をいただきました。議員ご承知のとおり、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月よりスタートしたところでございます。

そのため、町では平成26年度に、子ども・子育て支援事業計画の策定、また教育委員会においては、白浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定といった、各種関係規定の整備を行い放課後児童健全育成事業を進めております。

事業の推進に当たっては、日置川地域のガンバクラブの移設、西富田地域及び白浜地域の学童保育所の建設など、施設の整備、また新たに制度化された放課後児童支援育成など、受け入れ体制の確保を進め、実施対策を検討しながら、高学年を含めた対象児童の受け入れ枠の拡充に取り組み、児童が安心して放課後を過ごせる場所として、より充実した保育サービスが提供できるよう進めているところでございます。

なお、詳細につきましては、教育次長のほうから答弁を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

私のほうから、学童保育の運営方針等についてお答え申し上げます。

学童保育は保護者が就労、病気、その他の理由により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後や学校休業日に主体的な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るとともに、放課後児童健全育成事業を通じて、仕事と子育ての両立を支援することを運営方針として掲げてございます。

学童保育での利用者への支援でございますが、児童が安心して過ごせる生活の場として、現在は、公営4カ所、民営1カ所の計5カ所を設置して、平日と土曜日の年間約290日、学校の授業のある日は、授業終了から午後6時まで、学校休業日は午前8時から午後6時まで開所し、環境を整備しております。

安全面では、放課後、校区外から通所する児童のために、タクシーを手配し、児童の状況に応じて、職員の体制を整え、安全な指導や健康、衛生面の管理などの配慮をしております。

また、日々の保育でボール遊び、工作などの子どもたちの自発的な遊び、絵本の読み聞かせ、おやつ提供、身の回りの整理整頓など、子どもの主体的な遊びや生活を通して、自主性、社会性、創造性の向上、基本的な生活習慣の確立などにより、児童の健全な育成が図れるよう努めてございます。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

運営方針について、お伺いをしました。

最も大切なのは放課後の安全な生活を保障すること、子どもたちの生活を保障していくというふうなことと、遊びを主体として活動することというふうに思いますけれども、こうした今おっしゃられた町の方針、それぞれの設置した学童保育所や運営委託しておる学童保育所に町の指導を徹底していくということが必要である、大事であるというふうに思いますが、

この点についていかがでしょうか。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

議員がおっしゃるように、児童の健全な育成のため、放課後の安心で安全な生活を保障し、遊びを主体とした保育を行い、適切な保育サービスを提供することは非常に大切なことであるとと考えてございます。

今後も引き続きまして、町の方針として、公営、また委託する民営の学童保育所に対し、適切な指導、助言に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長
7番 廣畑君（登壇）

○7 番

運営、指導について、やはり指導性を発揮して、町の学童の成長、育成のために努力していただきたいと思います。

次に、指導員いわゆる支援員といいますか、この方々の身分や資質の向上のための研修、こうしたことについてお尋ねをします。

指導員（支援員）の資格について、保育士や教員等の資格だけではなしに、知事が行う研修を修了した者、このようになってございます。保育事業や教育事業等とも違った学童保育という、そうした専門性を持った職種となっています。

そのような中、自己の資質の向上がますます大切になってきているというふうに思います。多くの学童をお預かりしておる、こうした成長を保障していかんなん。こういうふうなことで、そういうふうになっていったんかなというふうに思うわけでありませぬけれども、昨年度からの厚労省の運営指針では、学童保育の社会的に責任についてうたわれ、放課後児童クラブ、学童保育の運営主体は放課後児童支援員及び補助員に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならないとあります。

公営学童事業所、それから委託学童事業所の支援員等を網羅し、研修を行い、交流をしていく。そうした機会をどのように実施されているか。このことについてお尋ねをします。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

ただいま廣畑議員から指導員の研修等について、ご質問をいただきました。

白浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、平成31年度末までに、1支援、1つの教室になるんですけども、1支援当たり、放課後児童支援員を2名以上置かなければなりません。また、そのうち、1名は放課後児童クラブ補助員、支援員のほかに補助員というのがございまして、この補助員にかえることができるとなっております。

そのため、和歌山県が行う放課後児童支援員、また放課後児童クラブ補助員の研修への受講を教育委員会のほうからは進めてございます。放課後児童支援員は、平成27年度は7名認定されております。本年度28年度は、現在5名が受講中となっております。また、放課後児童クラブ補助員は、平成27年度は1名、本年度28年度は5名が受講済みとなって

ございます。また、県が主催するその他の研修につきましても参加するように勧めてはおります。ただ、いずれの研修につきましても、日曜日の開催ということになっておりますので、職員の身体的な負担を配慮しまして、参加については、強制はしておりません。希望者のみ受講していただいております。ただ受講した際は公務として扱わせていただきまして、旅費、賃金を支給し、参加費が必要な場合は教育委員会のほうで負担をしております。

こうした研修がございますので、現在のところ、町独自では全体的な研修は実施しておらず、アレルギーの対応とか、そういった必要に応じた研修については個々に行っております。また、保育所での勤務経験の豊富な3名の方に、学童保育相談員として委嘱をさせていただきまして、指導員への指導、助言を行っております。今後も引き続き、指導員の資質向上を図り、保育サービスの向上につながるよう進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

日曜日の研修であるというふうなことと、保障しておるといふこと、ただ、なかなか支援員の方に全て、あるいは行きたいと思う全ての研修会になかなか行けんねよというふうなことであります。予算も立てておるといふこととありまして、特に町としてやるのは、けさほどもアレルギー対応の子どもたちをどうするかという同僚議員も質問もありましたけれども、そうした必ず受けんなん研修を大事にして、町としてきちんとしておるといふふうな答弁であったように思います。

このアレルギーについては、昨今テレビでも、牛乳アレルギーの子どもにそうした牛乳を飲ませたという、悲しい親御さんの生活の中での事件も報告されておりますけれども、こうした子どもたちを守っていく、そういう意味では、学童の中でもきっちりやっていただきたいなというふうな思うわけでありまして。

加えて、子育て支援について、保護者や学校、保育園等との連携、あるいは地域といえますか、子育てをそうしたサークルの中で育てていくといえますか、学童を見守っていくといえますか、そうした点について、このことで質問をいたしますけれども、各地域の人材の活用といえますか、文化財を活用していくといえますか、そうしたことについてお尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

子育て支援についての保護者であるとか、学校、保育園との連携、それから地域人材の活用について、ご質問をいただきました。

まず、保護者とは出欠の確認であるとか、そういったことを初めとして、児童を迎えに来られた際、その日の様子を伝えるなど積極的なコミュニケーションを心がけ、信頼関係を築くように努めてございます。学校とは、児童の下校時間、警報時の対応、運動場の利用、その他必要に応じて、児童への対応など連携をしているところでございます。

保育園とは、新1年生として受け入れの際、必要に応じて保護者の了解をいただき、就学前の児童の様子であるとか対応等を伺うことがございます。

今後は、高学年の受け入れ等で利用者がふえることが予想されております。学校、保護者

等との連携をより一層深め、協力をして、また必要に応じて、議員がおっしゃるように地域のボランティアといった人材の活用等も検討しながら、児童の健全育成に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

新しく設置する西富田第2学童、この定員は150名ということで、ことしの春からと伺っております。今も次長、教育次長が言われたように、その第2学童の定員は150名であるよと。もう既に100名を超える子どもたちが申し込んでおるよというふうなこともお聞きしました。

やはり、保育園、そして学校教育、それを地域で補完していくというふうな意味でも、学童保育というのは大変大事ななというふうに思いますし、私が質問しました趣旨、それぞれの運営をどういうふうにしていくのかということとか、それから、支援員及び補助員さんのこの資質というのは、大変大事ななというふうに思います。

研修の機会をほんまにもって、全国の経験に学んだり、そういったこともございますので、そういったところへ出張したいというふうなことがあれば、やはり、そうした子どもの教育、あるいは子育て支援に積極的に、町としても支援をしていかなんというふうなこともございます。

ぜひ、そうしたことを、これから大いに力を入れて取り組んでいていただきたいというふうに思うわけです。

それから、指導員の支援員さんやとか、補助員さんの相談員さん、次長が先ほど答弁されておりましたけれども、相談員さんは1つの学童保育所に1人ございますというふうなことでしたけれども、やはりそうした相談員さんも専門的な知識がもちろんあるわけなんですけれども、専門化をしていくといいますか、そういった研修の中で、そういう方向を目指していくとは思いますが、相談員さんの研修も、必要と違うのかなということも思いますし、旧白浜町の白浜半島のほうから、日置ガンバまでのこうした学童保育所の指導員あるいは補助員さんのお互いの直接的な交流の中で、資質の向上というのもあるん違うのかなというふうなことを、支援員さんなどと話す中で、私自身も思うわけであります。

ぜひ、そうしたことにも、教育委員会の担当としまして配慮いただきながら、それぞれの町の公営、それから民営、この学童保育所の運営に取り組んでいていただきたい。このことを訴えて、この質問は終わります。

○議 長

以上で、1番目の学童保育についての質問は終わりました。

続きましては、2点目の「部落差別解消の推進に関する法律案」についての質問を許可いたします。

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

皆さん、ご存じのようにといいますか、唐突にこうした部落差別の解消の推進に関する法律案というのが出てきました。この春に期限切れで定例国会、ことしの春の年明けの定例国会から継続審議になって、今の臨時国会に出てきました。そして、何とこの先週の金曜日に、

もう衆議院も通過して参議院も通過して、法律として可決されたというふうなことであります。やはり、私はこのことについては、もっと国民的な議論もなしに、こうした法律ができてくるということについては、ほんまに憤りを感じるわけでありまして。ひるがえって、この法律案に接しまして、同和対策特別措置法というのは、一体何だったのか。そういう疑問やとか怒りがふつふつと湧き上がってきます。

私たち町民の取り組みは、これは旧日置川町、旧白浜町を含めて、事象や事件、問題のたびに取り組みをする中で、部落問題の大本に迫り、1996年11月10日、白浜町における同和行政の終結に向けての町民集会、これで実質的に旧白浜町は終結をしていったという歴史的な厳然たる事実があります。2002年の特別法をもって実質的に終結をした旧日置川町、この事実は大変重いわけでありまして。

こうした同和行政についてどう考えるのか、同和教育方針、それから事業や学校教育、社会教育の進捗状況、このことを確認しながら同和教育方針の2度の改定を行い、中間点検も実施して町民の意識の到達も確認をしてございます。

こうした住民を上げての取り組み、これでこの終結を迎えておるといふこの事実、すごく重いと思います。このことについてどう考えますか、お尋ねをします。

○議 長

それでは、7番廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま、廣畑議員から、部落差別解消の推進に関する法律についてご質問をいただきました。

廣畑議員がおっしゃるとおり、この法律は、去る12月9日に、参議院本会議において賛成多数で可決されました。当町といたしましても、今後どのような形で施行されるのかを注視していきたいと考えております。

また、旧白浜町、旧日置川町のこれまでの歴史におきまして、町民の皆さんが大変な努力をして、同和問題に取り組み、その結果、それぞれが実質的な終結を迎えたことにつきましては、私も廣畑議員同様この事実は大変重いというふうに認識をしてございます。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

部落差別の解消の推進に関する法律案の見解につきまして、ただいま町長のほうから答弁がございましたように、教育委員会といたしましても、町の考えと同様でございます。

また、現在は、平成25年4月に作成された白浜町生涯学習基本方針に基づいて、学校教育並びに社会教育の枠組みの中で、さまざまな人権に関する課題の解決に向けて取り組みを、関係機関と連携しながら進めているところでございます。

また、こうしていくことが、これからの大切な方向であると、このように考えております。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

思いは一緒だというふうなことであります。私も、今まで生きてきて、そうした住民の思

いを共有しておるわけでありませぬけれども、この私たちの身の回りには、部落差別というこのような法律は今までにないそうです。こういう名前に関した。こういう部落差別という立法事実はない。これが部落差別だから、これを法律的につくってなくしていかんなんという、そういう立法事実はないというふうなことでありますけれども、私も思うわけでありませぬが、こうしたこの法律について、わずか5条の法律がありますけれども、数々の疑問が出ています。この部落差別解消の推進に関する法律、もう通りませぬけれども、この案について、いろいろ検討してきたわけでありませぬが、その見解について、どうでしょうか。この法律の提案者は、提案した方は国会議員でありますけれども、部落の出身者であることによる差別やというふうに定義をしておるらしいです。こうした定義がどこまで広がっていくのか、曖昧であると思ひます。

いわゆる県の意識調査、国の意識調査などは、もう二十数年前にやっております。その後、してないように、僕自身は捉まえておるんですが、ここ数年の住民の人権にかかわる相談がどのくらいあつて、その中で町が相談を受けて、人権委員会への相談の中で、いわゆる同和問題にかかわるものというものは、一体何件あるんでしょうか。このことについてもお尋ねします。まず、法律の見解とこの相談についての件数、このことについてお尋ねします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

この法律につきましても、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じていることから制定されたものと認識してございませぬ。しかしながら、当町におきましても、第3条の地方公共団体の責務や第4条の相談体制の充実、第5条の教育や啓発については、同和行政の終結後、これまで一般行政の中で取り組んできたものであり、今後につきましても、一般行政の取り組みの中で取り組むべきものでございませぬので、目的は達成できると考えております。

ここ数年でございませぬが、町に寄せられる相談は、年に数件というふうに認識をしております。その中で、部落差別に関して、白浜町の人権委員会に相談を申し上げなければならぬようなことはないというふうに認識をしております。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

今、町長もご答弁いただきましたけれども、白浜町としましては、もう既に20年ほど前に、あるいは日置川町にしても、15年ほど前に事業はもうしてないよということでありませぬ。

そして、旧日置川町の同和委員会が平成11年に冊子をまとめてございませぬ。その中では、もう事業は終わったよというふうなことで、それから、今後はやっぱり一般行政の中で、悪い道路やとか、いろんな生活環境について直していくんだという思いを綴つてございませぬ。1つは同和对策事業の成果、それから今後の課題は一般行政でやっていくんだというふうなことでありませぬ。

恐らく、和歌山県下どこの自治体にいても、こうした取り組みというものは、全てではないんかもわかりませぬけれども、大方はそういうふうな取り組みで進んでいるというふうなこ

とでありますし、けさほども入学就学奨励金の話がありました。一般質問がありましたけれども、やはりこの入学就学奨励金についても、同和教育入学就学奨励金、ここから一般対策、大変格差が激しい、この同和地域の子どもたちに始めて、そやけども、全町的にも、こういう人もおる。よっしゃ一緒にやっぺいこう。これが同和問題の基本であったように思います。これは旧日置川町でもそうですし、旧白浜町でも住民の方の同意を得ながら取り組みをしてきた。これが同対事業であったと私は認識をしております。

そうした、この時期に、ほんまに唐突に何なよと。しかも、和歌山県出身の国会議員さんが中心になって、こうしたことを提案しておる。このことにほんまに強い憤りを感じずにおられません。

やっぱりこの法律の、新しいといたしますか、古いといたしますか、部落差別の解消の推進に関する法律について、この法の最後の6条で、国は地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。このようになってございますが、どのようにするのか。また、先ほどは、部落問題に起因する相談はないとおっしゃられていましたけれども、この差別の実態はあるんでしょうか。もしあるとして、こうした調査を行っていくのであれば、新たな人権問題を引き起こしかねない、このように思うわけであります。

今、20歳の住民の方に調査して答えてください、あなた部落差別を受けてますか。どういうふうにするんか知らんけれども、唐突にそうしたことが、調査が自分の家に舞い込んできたら、対象のその名指しをされた人はどのように思うんでしょうか。このことについてお尋ねをします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

部落差別の実態調査についてのご質問ですが、現状では、まず実態調査の内容については、法律が施行されていないことから、どのようなものになるかというのは、現在のところ承知はしてございません。

また、当町におきましても、先ほど申し上げましたように同和行政はもう終結しておりますので、問題は解消されているというふうな認識に立っております。さまざまなこのご意見はあるかと思っておりますけれども、町のスタンスといたしますか、立場というのはそういうことでございますので、私の考えも同様でございます。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

そうした町長の立場、教育長についてはどうでしょうか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

ただいま町長が申し上げたそのとおりでございます。

以上です。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

〇7 番

この法律が施行されて、通知が来たり、いろんなことがありますけれども、今の町長の立場、表明された立場、そして、教育長の表明された立場ですね。この立場にしっかり立っていただいて、係る歴史を逆に戻すようなことのないようにしていただきたいというふうに思います。

さらに、少し言わせていただければ、差別事象とか問題とか事件とか、さまざま、僕らの生まれる以前からありました。本で読んだりしました。よく言われるオールロマンス事件、戦後、昭和26年でありますけれども、この事件は、オールロマンスという雑誌に、特殊部落という小説を著者が書いたわけです。その作者は京都市の職員でありました。この京都市の職員は保健衛生の職員でありまして、実際、同和地域に出かけて行って、劣悪なそういう生活環境をつぶさに見て、いろんなトラホームであるとかそうした実態を見て、あるいは、トイレがどこにあるとか、どういうトイレであるとか、よくご存じの職員だったということでもあります。やはり、そのことを解決していくという立場ではなしに、部落差別を助長していく、そういうふうなことで、大いに全国的に議論になり怒りをかって、これは部落差別である。観念だけではないんだ、この部落の実態が差別だという、オールロマンス事件というのはそういうものでありました。

そうしたことを契機にしながら、解放運動、部落の地域を解放していく、同和地域を解放していく、格差を是正していくということが行われてきたわけでありましたが、議席に入られたそうした運動に携わった方々、研究をされた学者の方々、一体どんな思いでこの法律を、もう聞くすべはないですけども、我々は向こう向いて行ったら、答えんならんというふうに思うわけでありまして。やはり、自治体の職員としましても、そうした点を真摯にもう一度受けとめながら、ことに当たっていただきたいというふうに思います。

部落問題解決のこの4つの指標としまして、格差の是正、そして偏見の克服、地域住民の自立、自由な社会的交流の進展、こうしたことを問いながら、私たち町は取り組んできたわけでありまして。同和对策特別事業を終結した理由について、先の5月の衆議院の法務委員会で、法務当局は3つの点について答弁をしております。

1つは、同和地区を取り巻く状況の変化、格差が是正されてきたということです。そして、逆差別の問題も出てきた、そういうふうなことであると思います。それは、2番目ですね。同対特別措置法を継続することは差別解消には有効でないということ。それから、人口の移動が激しくて対象を限定した施策を続けることは困難である。この3つの点について、法務当局は、衆議院の法務委員会で答弁をしたそうです。

やはり、ほんまに歴史をさかのぼらせない、回帰させない、そういう決意が、私たちも必要であると思います。私たちこの議会も、当時のメンバーとは違いますけれども、旧白浜町では議会も一緒になって町民集会で賛成していますし、やはり、今度の恒久法であるこの法律が、国と地方自治体が一体となって進めるとしている点から考えても、部落問題解決の歴史に逆行している、差別を固定化していく。そういう危険は極めて重大であります。地方自治体として、公正・公平な運営ができるのか。特定の団体の言いなりにならず、行政の主体性を持って取り組まれる。こうしたことを願ひまして、国会でのこの法案の可決に抗議をしまして、この質問を終わります。

以上です。

○議 長

それでは、以上をもちまして、7番廣畑君の一般質問は終わりました。
暫時休憩します。

(休憩 14時59分 再開 15時09分)

○議 長

再開します。

本日、議場内での撮影を許可しております。

それでは、続きまして、12番玉置君の一般質問を許可いたします。玉置君の質問は総括形式であります。白浜町の今後（地域課題）についての質問を許可いたします。

12番 玉置君（登壇）

○12 番

皆さん、長らくお疲れのところを、もう少しだけおつき合いいただきますように、お願い申し上げます。そして、また、最近、総括というのをしてないので、うまいことやれるかどうか、ちょっと不安なんですけれども、その辺をいろいろと斟酌していただいて、内容をくみとっていただけたらなと思います。

それでは、まず、地域の防災のことに関連するんですが、今、この題にありますように、課題として、白浜は今後、いろいろな災害に見舞われる可能性がある中で、前日も質問をしたんですけれども、水道の関係で、特に水の問題は人間の生死にかかわってくる問題でありますから、もう一度、上下水道課の方に対して、その備えに対して、この中で、一番目のあたりのところで、全体的な流れの中の上のほうで、これをまず入れていきたいと思っています。

神戸の震災のときに、やはり病院が水で大変困った。それは、水が入手できないから、病院が独自にポリバケツを持って水にくみに行った。病院の職員がですよ。一番困るのが、透析患者が水を大量に使うということで、これは当然、生死の問題になってまいります。

我が町、白浜におきまして、はまゆう病院が現在建てかえられて、しかしながら、この水道が耐震化できていないようでございます。これは、はまゆう病院は、1日100トンの水を使う。にもかかわらず、白浜町には給排水車の能力が10トンにいかない。10トン未満であるという現実がございます。

それについて、前日も質問をしたんですが、どういう手だてを講じているんよと。その後、どう進捗したんか。例えば、はまゆう病院の横に貯水の施設をつくったのか。それとも、震災に遭ったときに、水をくんで運ぶような大きなタンクを備えたのか。そういうことをやっていたのかどうかというのを、町長の口から説明していただきたいと思います。

これは、白浜にとって、小さな町でありますけれども、地域において守らなければならない課題、その場所、その場所によって守らなければならない課題があります。それをはまゆう病院の近くにおいては、建てかえはできました。耐震化はできました。しかし、そこに水が来ないというのであれば、それを早速取り組んでいかなければならないなど、このように思うのと、そして、今度、上下水道課に期待をするのは、実際に地震を想定した訓練をして、その訓練の中から課題というものを見つけ出して、そして、今後の施策に取り入れていただきたい。これは急を要することであると、このように思います。

水道については、後々答弁をいただくとして、それと別に、住宅地域、白浜町のとある新

興住宅地にイノシシが出没しておるということであります。

ご存じのように、白浜町、田辺市にまたがるゴルフ場、やめました。そして、メガソーラーを設置するのではないかなという話がありましたけれども、その後、放置されておる。その中に、イノシシがどうも住んでおるのではないだろうかということが、私の耳に入ってきました、実際、白浜から田辺に行く道で、イノシシがひかれたと。そういう里地というんですか。私たちの住んでいるところのほん近くまでイノシシがやってくる。これは、もう四、五年前にもなりますけれども、神戸市の山手のほうでイノシシが出没をして、人々に危害を加えたという報道がありました。今のところ、イノシシ等シカであるとか、こういったのは農産物の被害でとどまっております。これは、農作物であっても被害はかなわんことやなあとは思いますが、これが人的被害につながるということはぜひ避けなければいけない。人気のある住宅地なんですね。高台にあるから。だから、子どもたちがかかり多い。小学生、保育園の子ども。小さい子どもがたくさん住んでおられる。そんなところに害獣が、イノシシですけれども、これに出くわしたときに、大概是、イノシシは逃げやすいんですが、何かがあったときに、人的被害があったときでは、これはちょっと対応が遅いんじゃないかなと。そう考えられる前からその手を打っていかねばならないと、私は、このように思います。

と言いますのも、せっかく皆様が高台である、地震の津波に安心・安全である、そういう住環境を求めて移り住んできた方々が、そういう不安を抱えるということは、白浜町の住宅の値打ちが下がる。こういうふうに捉えていただかなあかんのと違うかなと思う。これは、町長、白浜の住宅地の値打ちを下げることやから、早く手だてを打って、その地域を住宅地として守らないかん。そう思うんです。だから、これについては、また後ほど、返答いただくということで。

白浜町にも、いろんな顔がございます。観光地であるエリアと、住宅地であるエリア、もちろん農地もございます。だから、そのエリア、エリアによって打つ手は全然違って来ますが、そのエリア、エリアが一番必要としているところに、やはり政策として手を打っていかねばいけないなと思うんですが、また後ほど、その辺の町長のどういうふうにご考慮されてるかというの、お示ししていただきたいと思うんですが。

話は、とんとん変わりながら進んでいくんですが、禅問答のような話でまことに申しわけないんですけども、人間は消費するものであります。人間は時間を消費して、そして、作物を消費して、そしてまた生きながらえるわけでありまして、人間は食べるのが先です。生産はあとです。人間は、作物を生産するから食べるんではありません。人間は先に命を守るために食物を食べるから生産するんです。これが前提だと、私は思っているんですけども、まことに禅問答のような話なんです。それが、観光というところにやはり人間の欲望、人間の生きている中で、やはり観光という我々の白浜の抱えている産業ですけども、観光について、これも人間の性が出てくるわけでありまして。

観光というのは、全くもって消費するだけなんです。時間を消費して、こちらに遊びに来て、お金を消費して、こちらに来て、ものごとを食べて消費して、何かつくるためにこちらに来るわけではありません。消費するんです。観光とは移動なんです。観光とは、もともと何千年も前から、いわゆる何とかの道というのか、お参りする道ですね。サウジのメッカですか。そこにイスラムの方も行かれる。そして、またシオンにはユダヤの方が行かれる。

そして、和歌山県では熊野古道、巡礼の道ということで、この移動が、実は観光なんです。観光は全く生産しません。消費なんです。

先日、ある野党の党首が国会で質問をしておりました。IR法案のことに関連して、いわゆる、ばくちで上がった、誰かが負けたお金でその施設を運営するんだと。これは、どこが成長産業ですかと、安倍首相に問いただしておりました。まことにもって、何も知らない方だなど、聞きながら私も自分が恥ずかしいような気持ちになったんですが、まず、移動するときに、産業が起こるんです。列車で移動する、車で移動する、靴をはいて移動する、鞆を持って移動する、服を着て移動する、物を食べて移動する。移動するときに泊まる。これらが全て、生産する産業にかかわってくるんです。観光は何も生産はしませんが、その観光をしている、移動をしているときに全ての産業がかかわってくる。

だから、要約して言えば、何か人が移動する、移動させる、そういう施策をとると、そこに後ろについた産業が大きく活性化してくるわけですね。ですから、IR法案で、あの大阪の予想図を町長は見たことがあるんでしょうかね。私は、この前見て、こんな立派なものができるんだったら、一遍、見に行ってみたいなと思うわけです。万国博覧会でも一緒ですよ。万博できた。一遍、見に行ってみたいなと。その移動のときに、別の産業がどんどん、どんどん活性するんです。私、そのときに、もうかけごとに使うお金なんて、私ももうありませんから、かけごとはしませんけども、しないけれども、そこへ行って、一遍見たいというこの欲求は、私は心の中にあります。これは、全国、全世界、日本全国の方がそういうふうにしたときに、大阪に移動したときに産業が活性するんです。これが、観光産業なんです。観光産業は自動車産業よりも裾野が広いんです。ざっと考えても、人間に関する全てのことに通じてくる、一番裾野の広い産業なんです。ですから、かけごとがそこにあるから、かけごとは別に目的ではないんです。日本で何カ所しかできない魅力というものができたとしたら、創設できたら、それは観光に資するんです。それは、全く反対のことを言いますと、白浜町は観光で生きております。もし、白浜町にそういうものができずに、別のところできたとしたら、白浜町の脅威になるわけです、これは。

そして、もう1点。そのIR法案というのは、きょう国会を通過するというような話ですけども、これは推進法案であって、実際に営業をするときにいろんなことが危惧されているわけですけども、それについていちいち法律をつくって、これからどうやって安定的な運営をしていくんよというのをこの1年かけて勉強するわけです。新しくつくるわけです。そのときに、仮に手を挙げて、あなたところしなさいよと、許可を得たときに、仮に、大阪に決まるとしましょう。白浜でもいいですが。白浜に決まるとしましょう。そしたら、白浜町が問題だと思ふようなことをさせなければいいんです。国からここへ設置してもいいですよとお墨つきが出たときに、これは日本人が今まで携わったことがないので、恐らく運営は日本人がよしないと思うんです。でも、そのときに、例えば、プロポーザル方式が仮にあったとして、私とこやらせてください、私とこやらせてくださいと、プロポーザルが来たときに、そのことは白浜の町益にならないから、そこだけは削ってね。これは、白浜町に合わないから削ってね。最後に、自分の都合のよい形に変えていければいいわけです。それで、相手が、もう白浜町はうるさいから嫌やと言うたらやめといたらいい。何の損もないし、得もない。得もないけど、損もない。だから、まずこの中で、1つの観光のツールとして、カジノ法案に関連した、そういったものの取り込み、これをどう考えてられるのかなと、質問

をしたいわけです。

白浜町は85年ぐらい前に、白浜口駅というのができたんです。先人がそれを引っ張ってきたんです、あそこに。それで、どっさり観光客が来たんです、そのおかげで。それで旅館が大きくなった。その後で、白浜町に保養所ができるんじゃないかというときに、旅館の方々は反対された方もあったらしいです。俺とこの客をとられるから、保養所ができればあかん。保養所反対やと言うたみたいです。しかし、時の南町長のときだったと思うんですけども、オッケーが出て、そして、白浜がぐんと受け入れ客がふえたんですよ、これで。周りの魚屋さんにしても、八百屋さんにしても、酒屋さんにしても、何にしても、皆、そこに納入をして、そこで消費していただいた。町が大きくなったんですよ。

それをしばらくしてから、ちょっと白浜もかげりが出てきたときに、アドベンチャーワールドが、当時はサファリと言うたんですけど、浜本町長がサファリを誘致した。これはご存じのように、あの施設、いまだに100万人ぐらい来てるんじゃないですか。それも、終わりかけたときに、片田町長が浜を倍にした。入り込み客は倍になるわね。普通はそうですよね。昔の狭い白良浜を覚えてられる方だったらわかると思いますけど、あのスペース、あのエリアの、石がごつごつ出たところもあったんです。それをあれだけの広い砂浜にしたために、家族客もこぞって白浜へやってきた。この投資をしたわけです。魅力を取り入れて大きくしてきたんです。

今現状の白浜は悲しいかな、先日、ちょっとお聞きしたら、白良浜の真正面の土地にどこか僕も知りませんが、坪15万円。びっくりしました。やっぱりそれだけ値打ちが落ちてるんだなと。私たちはいいか悪いか。これは私も、本当にそうなのかと言われると、自信はございません。しかしながら、大きくなっていかないと、新たな魅力を取り入れていかないと、白浜というのも廃っていくんじゃないかなと、このように思うんです。

先に、このことをご答弁をいただけたらなと。1回目としてですね。

○議 長

12番玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま玉置議員から総括形式で、大きく分けまして3点の質問をいただきました。

まず、防災という観点から、いわゆる災害時の水の問題、特に、はまゆう病院の災害時の水の問題、あるいは大きな地震が発生した場合の水不足の対応について、ご質問をいただきました。

当地域には、南海トラフを震源とする大きな地震、津波が危惧される中、特に、上水道につきましては、水道以外に水を得る代替手段が極めて少ない。地震等によりまして、断水または減水があれば、住民生活や社会経済活動に与える影響は計り知れないものがあるというふうに考えております。このように、水道につきましては、欠くことができないライフラインであり、平常時はもとより、震災等の非常時においても、一定の給水を確保することが水道事業者としての務め、責務であると認識しているところでございます。先月11月にも、和歌山県南部を震源とする最大震度4の地震が発生しましたが、当町の上水道には被害もなく安堵したところではございます。

当町といたしましても、大きな災害に備え、はまゆう病院に限らず、水道施設や管路の耐

震化を図り、被害の発生を抑制し、また被災したとしても、その影響を極力小さくするよう、また最小限の復旧日数にするためにも、適切な水道システムの構築に取り組みたいと考えているところでございます。詳細につきましては、後ほど担当課長から答弁をさせていただきます。

次に、イノシシの被害、人的被害が起きる前にといいことで、獣害についてのご質問をいただきました。有害鳥獣駆除に携わっていただいている方々には、野生鳥獣が農林水産物に被害を与え、捕獲以外の防除対策を実施しても、被害を効果的に防止できないと思われる場合として、鳥獣の保護及び管理、並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく許可を出して従事いただいております。

町では、地元猟友会と連携を密にしまして、被害実態や捕獲内容を審査し、捕獲従事者証の発行を速やかに行っているところでございます。イノシシの被害の対策の詳細につきましては、また後ほど担当課長から答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

今、議員からもご指摘いただきましたように、仮に里山といいますか、この近隣の白浜町内のそういった住宅地にイノシシが出没するようになれば、これはもう、人的被害も起きる可能性も十分ございますので、そうならない前の手だてとといいますか、もちろん施策を講じていく必要はあろうかと思っております。

私も、以前、宝塚に住んでおまして、六甲山の麓、芦屋のあたりも、イノシシが現在も出ているということも聞いております。やはり、この町内におきまして、そういうイノシシやシカの被害が出ないように、これからも取り組んでまいりたいというふうに思っています。エリアごとのそういった対策が重要だと思っております。

それから、最後に3点目は観光白浜の未来についてというか、特に観光につきましてのご質問、ご意見をいただきました。観光は消費であると、生産はしないというふうなお話でございます。移動をすることによって、私は、消費が生まれるところには、必ずやそういった生産も伴ってくるのではないかなというふうに思っておりますが、最後に、今の白浜のこれからの観光のあり方、そういったものを少しお話してみたいと思っております。

今までも、この白浜の発展や現在の課題状況を踏まえたうえで、ご意見を皆様方からいただいておりますけれども、今回、IR法案に基づく統合型リゾートの施設の設置についての考えあるいは、今後白浜をどのように発展させて次世代につないでいくのかということにつきまして、私の考えを述べさせていただきます。

まず、この統合型リゾートの誘致につきましては、これまで、町議会におきまして、議員の皆様方からご質問をいただいていたところでございます。カジノにつきましては、観光振興、経済波及効果、あるいは雇用創出効果やカジノ税の収入などの新規財源の創出にもなると言われてはおります。地域振興につながる有効な手段の1つであると考えております。

一方で、カジノ解禁による反社会的勢力の活動の活発化やギャンブル依存症問題、犯罪の増加や治安の悪化、青少年への悪影響など、多くの不安要素もございます。カジノが健全な娯楽として成立するためには、このような負の側面をいかにクリアし、健全かつ安全に行われることを担保する制度の確立と住民の理解と支持を得ることが大前提になるのではないかと考えています。

本日、国におきまして、IR整備推進法案が今審議されておるところでございますので、これが成立するかどうかというのは、私、まだ報道では認識しておりませんが、法案

は、基本的に実施法案や、先ほどご案内いただきましたように、実施法案や関連法案の制定及び見直しを検討する組織を設置することを目的とした法案でございます。その後、成立した後の1年以内を目途に具体策を定めた実施法案が制定される流れを見ましても、現段階では、決して負の側面をクリアされている状況ではないというふうに考えてございます。すなわち、この法案がもし仮に成立したとしましても、今後、時間をかけて慎重に丁寧に説明していく必要があるかというふうに考えてございます。

町といたしましては、今後も情報収集や研究を行い、県や関係機関とも連携をして、また、IRの誘致は住民の合意形成が大前提でございますので、そのような点も十分精査した上で、総合的に判断をし、慎重に対応していきたいと考えてございます。

私はいつも申し上げているんですけど、やはり、カジノ、カジノというふうに、どうしても、それがひとり歩きといいますか、カジノがクローズアップされがちでございますけれども、私は一番大事なのは、やっぱり白浜町に、もし仮に何かをこれから誘致するのであれば、やはり娯楽ですとかエンターテインメントの部分をいかに充実させるかというところが、一番の大きな、これは大事な視点だというふうに思っております。それがなくては、カジノのことばかりを強調しても、意味はあんまりないのではないかなというふうに考えてございます。

いずれにしましても、この統合型リゾート施設が日本のどこかにできるということになれば、やはりそれなりの、これから実施するに当たっても、この実施法案、これが大事なところになると思います。日本全体の、もちろん観光客がふえ、そしてまた外国人客もふえる。こういったものが、もし仮にできるのであれば、実現できるのであれば、私は決して、日本のどこかにできてもおかしくはないかなというふうに思っております。

しかしながら、今、申し上げたような課題がたくさんございますので、やはり白浜町としましては、関係機関と連携をしながら、慎重にかつ丁寧に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、私の答弁漏れもがあれば、また後ほど、再質問で承ればと思いますし、後ほどの担当課長からも追加のことにつきましては、詳細につきましては、答弁をさせていただきます。

○議長 長

番外 上下水道課長 濱口君（登壇）

○番 外（上下水道課長）

玉置議員より災害時の対応と9月の一般質問からはまゆう病院の断水時における防災の備えと、それに伴うハード面の対応はどうかのご質問でございます。まず、上下水道課の災害時の対応として、議員もご承知のとおり、町内5カ所の配水地に緊急遮断弁を設置して、大きな地震が発生した場合に、応急用水道水の確保と破損した水道管からの漏水による二次災害を減少させることを目的として設置しているところでございます。また、緊急遮断弁を設置している配水地は、災害時に応急給水拠点としても使用できるよう整備をしておるところでございます。

次のご質問でございます。9月の一般質問からはまゆう病院で、そういった防災面のハード面はどれぐらい進捗があるかというご質問だと思います。基本、9月から3カ月弱なので、ハード面の対応というのは、まだできていないというのが、はまゆう病院とのお話の中でもあります。ただ、先般、白浜はまゆう病院より、大規模災害における事業継続計画策定に向

けて、災害時における病院の対応やライフラインの現状把握等について、町の関係課との会議が開催されたところです。私もこの会議に参加させていただきました。

その内容でございますけども、上水道が断水した際の病院側の患者さんに対する給水方法、そして、上下水道課の上水道供給体制の現状やそれに関する課題等について協議を行ったところでございます。また、傷病者以外の方々が病院へ避難してきた場合における病院側の対応等、その課題は大変多いと実感したところでございます。

今後におきましても、白浜はまゆう病院と連携し、大規模災害時における対策等について、協議を続けてまいりたいと考えております。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君（登壇）

○番 外（農林水産課長）

イノシシ被害についての考えにつきまして、ご説明させていただきます。

ご質問のありました堅田地区、こちらのほうは細野から田辺市の間が銃の使用禁止区間としまして県から指定されてございます。住居が非常に多い地域でもございますので、これを外すというのは、ちょっと難しいと考えてございまして、捕獲わな、檻やわなの捕獲での対応をせざるを得ないというふうに考えてございます。

現時点では、議員からもございましたように、農作物への被害にとどまっておりますが、ご指摘の中にもございましたように、今後は市街地での人身被害や交通事故等の生活環境被害が発生する可能性もございます。それで、環境省のほうからある資料でございますと、イノシシの市街地出没については、出没した個体の警戒心とか、それから出没頻度、出没原因に幾つかのパターン、大きく3つに分けられているパターンがされております。

1つは、パターンとしまして、突発的にイノシシが出没する場合、パターン2、市街地周辺の環境に慣れたイノシシが出没する場合。あくまで、これは市街地の話なので、農村部とは若干違ってくると思うんですが。それから、パターン3、人慣れのした特定のイノシシが出没した場合というふうなことで、3つのパターンに分かれてございます。この1から2、2から3へ進んでいくわけでなんですけど、パターン2のあたりで対策を講じない場合は、パターン3に進むことが多いがため、非常にこの辺の注意が必要ですよというふうなことでございます。

現在のその地域がどういった状況であるかという、恐らくパターン1からパターン2の間の部分でありまして、まず、パターン1の場合でしたら、事前に周到な組織を整備するとか、出没、確率、こういったことの労力と比較すると、効率性は低いというようなことになってございますが、パターン2になってまいりますと、そういったことの素地づくり、体制づくりが求められるというふうなことになってまいります。

この辺につきましては、やはりそのときの状況、それによって、イノシシに対する対応の仕方、こういったものも根本的に異なってまいりますので、やはり今のところは、1のほうの捕獲檻とかそういったことで、状況を見ながら対応してございますが、その辺の状況を見ながら、このパターン2、そうなってきましたら、そういった連絡体制の充実とか、そういったことの対応も町内会とか、そういったところも含めて対応しながら、いくべきやなと思っております。引き続き、議員からもいろいろなそのような情報をいただいたと思いますので、よろしく願いしておきます。

○議 長

答弁漏れはございませんか。

それでは、当局の答弁が終わりました。

再質問があれば許可をいたします。

12番 玉置君（登壇）

○12 番

農林のほうが対応は素早い対応だなと、これを今後、期待するものであります。

上下水道課のほうも、前向きにやっていただいているなど。なぜ、そのはまゆう病院のことを言うかという、やはり弱者が集うという言い方はおかしいけども、身体的に弱い方が、やはりその周りにおられるということ。それとまた、未来を担う子どもたちの小学校に対しても、同じような取り組みを進めてもらわなあかんなど、このようにちょっと思っております。

それで、3番目のIRのことについて、現在進行形のラスベガス、これは観光客4,000万人。もちろんカジノホテルというようなやつがたくさんあるから、1つや2つでは4,000万人も5,000万人ともというような数字は無理だと思うんですけども、そして、14年前か13年前に、私が議会に初めて登壇させていただいたときに、このカジノについて質問をさせていただきました。そのときに、ラスベガスについても調べました。そうすると、やはり当時のラスベガスの市長がグッドマンさんという方で、先ほど町長の言われたような、いわゆる陰の部分の人たち、そういった方々をラスベガスから排除してしまった。全部、皆、排除してしまった。そして、当時、女性1人でもあのまちなかを歩くことができる。このように言われておりました。

だから、治安に関しても、例えば、とばくの常習性に対しても、成功した例があるんです。もちろん失敗した例もありますよ。失敗したところをまた、それも見て、なぜ失敗したんだということも考えながら、そして、成功したのにはどういう理由があったんだと。成功した事例を見ながら、自分とこの考え方で取り組めばいいんですよ、これは。でしょう。皆が皆失敗しているんじゃないんです。そして、このかけごと依存症については、カジノでやいやい、やいやい言いますが、今、日本に500万人ぐらいおられるという中で、何で依存症になったんですか。カジノで依存症になったんですか。違うでしょう。カジノはできてないんやから。競馬やとか、競輪やとか、パチンコであつたり、そういうところが、500万人をつくり出してしまつて、じゃあ、そういうことに対して、カジノに対して問題提起をするならば、そういうところも一緒に問題提起をして、よりそういう方々が少ない町をつくる、今、ちょうど契機じゃないですか。勉強をする。私はそのように思うんです。

そして、カジノというのは、もともと小泉さんが総理大臣のときに、ビジットジャパンと言って、五、六百万人しか来ないところを2,000万人にするんだと言ったんです、当時。その方々が、遊びに来たときに、その方々の遊び場として提供しようという1つの考え方のもとに、カジノというのが話題に上がってきたんです。カジノというのは、先進国の中でやってないのは日本だけやと言いますが、やっぱりよそではやっているんです。だから、よその方が遊びに来たときに、かけごとをするときにはカジノに行くんです。パチンコは行かないです。パチンコは世界中にないですからね。競馬はたまに、そらあるんでしょうけれども。

だから、あれですよ、他の国の方だったらかけごとの依存症になってもええわと、そういうふうに言うてるんじゃないんです。だけど、じゃあ、そういうことを言うのであれば、日本人の方には少し遠慮してもらおう。そういう施設にしましょう。そのかわり、そこに併設しているボーリングやとか、映画館とかほかの施設については、どうぞご利用ください。そこまでいくとあれかもしれないので、和歌山県の方だけはもうご遠慮ください。ほかのところから泊まりにわざわざ来てくれた方には、少しは開放しましょうと。自分らでルールを決めていったらええんだと、私は思っているんですね。

今、私、こんなことを言っているのは、自分がかけごとが好きやとか、そんなことじゃなしに、もうその白浜がどうも、かなり弱ってきているな。新しい魅力というものをつくり出していかないと、これは、IRというのは日本で当面2カ所か3カ所しかできないから、白浜町がどんなに頑張ってもとれない場合、もちろん許可していただけない場合はあると思います。もうその公算のほうが高いかわからない。でも、私は、今を契機にじゃないですけども、今、この弱っている、私たちは、この白浜で、今まで何十年と生活させていただきました。でも、次の、私の子ども、私の孫たちが白浜町で本当に生活していけるような町に残しておきたいというのは、私の気持ちです。どうも、白浜の一番いいときは、2万6,000人の人口があって、そして、隠れ白浜人というのが3,000~4,000人ぐらいおったんです。白浜に住居の届出しないで、ただ白浜で働いている、そういう方が3,000人も4,000人もおったんですよ。それくらい活気があったんです。働くところがあったんです。生活ができたんです。ところが、今は実質、日置川町と合併をして、旧の白浜、観光のところに携わっている人というのは、もうすごく減っている。そして、さっきも言うたように、白良浜の一等地が坪15万円だと。これはもうほんとに情けないなというふうに感じるんです。

じゃあ、町長に1つしてほしいんですけども、何か、あなたの、世界に冠たる白浜と言われた、意志のあるところには道が通じると言われたあなた、どんな白浜を築いていきたいんか。どんな手だてがあるんか。その手だてに、あなたは何か自ら行動を起こしているのか。そういう事例があったら、ちょっとお答えしていただきたいなと思うんですが。

○議 長

再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

今、白浜の現状といたしますか、それについてのご意見もいただきました。

今後といたしますか、これから白浜町の将来といたしますか、ビジョンを、やはり示すべき、恐らく段階に来ているんだと思います。

今現状、白浜町を取り囲む環境というのは非常に厳しいです。やはり、日本全国内の観光地が競争しておりますので、なかなか白浜だけということにはいかんと思います。温泉だけでは、なかなかお客さんが来てくれない、そういった状況もありますし、ただ、私はこの地域は何回も言いますが、温泉があつて、世界遺産があつて、そしてまたジオサイトがあつて、吉野熊野国立公園まであつてと。こういった4つも地域資源に恵まれているところというのはなかなか全国広しといえどもないと思っています。

その中で、今、国や県の力を借りて、企業誘致も進んでおります。それはもうご存じやと

思います。それから、イベントにつきましても、昨年からことしにかけては、合併10周年記念ということもございましたので、いろんな新しいイベントも行いました。それは、来年続けるかどうかというのはわかりませんが、そういう具体的に、白浜町というのは、やはり世界に先駆けていろいろな施策を打っていかねばいけない。特に観光については、やはり全国でここだけのオリジナルなものをつくっていかねばいけませんし、独自性のある、これからまちづくりをしていかねばいけないと思っています。それだけの、私は、資源といいますか、この白浜にはあるというふうに思っております。

それを総合的に考える中で、今後、私は来年に向けて今、DMO白浜がようやく立ち上がってきておりますので、それを1つの核として、白浜町の未来、将来を変えるぐらいの稼げる白浜町、稼ぐ白浜の町にしていきたいというふうに思っておりますので、私だけで、幾ら旗を振ってもなかなか難しい面があります。それは、もう町民の皆様方と議員の皆様方のご指導とかご協力がなければ、なかなかできないと思っております。やはりそういう意味では、今後、総合的に白浜がどういうふうな道を歩むのかということは、これはもう1つの私の考えだけでは、皆様には、なかなか、きょうは全てお話しするわけにはいきませんが、今、申し上げたようなDMO白浜が機能することによって、世界に誇れる観光リゾート白浜の構築ができるのではないかとこのように思っております。なかなか一朝一夕にはいきません。しかしながら、時間をかけて、これからIRの推進法案も見守りながら、どういう形で、どのタイミングで、どういうことを打っていくのかということは、今年度から来年度に向けて、真剣に考えておりますし、皆様方のご意見、ご協力、そしてまたご指導をいただければというふうに思っております。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再々質問がありましたら、それは許可をいたします。

12番 玉置君（登壇）

○12 番

見守っているだけでは、ものはやって来ません。行動を起こさないと、ものはやって来ません。私、やいやい言うて気にしているのは、大阪の万博公園のところに、買い物から水族館からああいう施設ができた。京都にも水族館ができて、列車のところができて。隣では、海水浴場が、田辺市では運営しておる。それも白浜にない、イルカと遊べるという魅力を併設しながら。そして、和歌山の向こうのほうのみさき公園の、あそこにも、何たらビーチいうてきれいなビーチをつくっとるんです。皆、競争相手なんですよ、あれ。だから、白浜温泉の白良浜が80万人から60万人に定着してしもうたところには、その間の競争が、僕があるんじゃないかなと。そこにとられているというあれなんですけども、そこに行かれていますという場合があるから、80万人を復活できないところがあるんじゃないかな。だから、どんどん競争相手が、今度はUSJに400億円や600億円かけて、また魅力をつくらとっておる。

町長、今おっしゃられましたけど、確かに熊野古道もあるし、きれいな浜もあるし、全てあるんですけど、今、現実ピークから減っていると言っているんですよ。あるんですよ、現実にある。こんな魅力のええとこないでと仮に言うても、現実には減ってるんです。よそは、いろんな魅力をつけて、お客さんを呼ぼうとしている。白浜はそれとの競争に手を打っていか

ないと、競争に勝つことはできないと思うんです。だから、言っているんです。白浜が魅力的なのは、よくわかりますよ。でも、現実、減っているんですから。そして、やっぱり見守っているだけでは、魅力はやって来ない。とってこうという意志があったら道が通じるということだと、僕は思うんですけども、その辺どうも、ちょっと中途半端だなあと思うんです。

相手と言ったら、もう日本中どこも観光地を目指してますから。今までやったら温泉の白浜、もうずいぶん昔ですけど、白浜温泉、熱海温泉、別府温泉。今、白浜の位置関係ってどんなんですか。かなり下でしょう。温泉だけで言えば。けど、新しいアドベンチャーワールドの魅力があるから、少しでも持っている。浜がきれいになっているから、少しでも持っている。でも、それはもう既に、今ある現状なんです。新たなものではないわけなんです。これから、新たなものを築いていっていただかないと、白浜はそのうち本当にお客さんが少なくなっていくんじゃないでしょうか。反対にこっちからよそへ遊びに行く人のほうが多くなってくると違ふかなというふうに思っておるんです。

IRは、これはもう皆が欲しがっているところだからあれなんですけれども、町長として1つお願いしたいのは、白浜に魅力的で埋もれているものがある、現実はあるんです。僕は、そう思ってます。1つ例を言えば、京大水族館のクラゲを研究されている先生、定年なんですよね。もう来年定年らしいです。よそから声がかかっているんですよ。わしと一緒に、うちここで研究しませんかと。俺とここで研究と。近所のところからも声がかかったんですよ。あのほん近所のところから。うちで研究しませんかと。こういう頭脳が、私は光っていると思うんですが、光っているこの頭脳が、大事な頭脳が、ひょいと移動されたら、もう白浜のもんじゃないかなと思うんですよ。それを利用して、白浜の中で研究してもろうて、それを生かそうとか、そういうことも魅力の1つになったりするんじゃないかなと。だから、町の中で、ハードと言わず、ソフトと言わず、余りこだわることなく、いろんな魅力を見つけ出してそれを発信していけるような、もうちょっと柔軟にいろんなことを取り込んでほしい。

最後に、町長、白浜の30年後の、50年後の未来の想像図はどうですか。町長、どのような町を想像してますか。私は、例えば、カジノが来たときに、来なくてもですけど、長期の滞在でゆったりと白浜温泉で老後を過ごしていただけるまちづくり、そんな町であれば、ゆとりのある老ご夫婦が白浜で1週間暮らす、10日暮らす。1週間、10日暮らそうと思ったら、同じゴルフを毎日やっていて10日間過ごせないんです。泳ぎだけやっても、10日間過ごせないんです。10日過ごさせるには、10日過ごさせるだけの魅力をつくらなったら、そういう人は恐らくやって来ない。長く滞在しない。

北海道のニセコは、この前、同僚議員が視察に行つて話をしておりましたけども、副議長だったかな。僕、10日ぐらい滞在するんかなと思ったら、2週間ぐらい滞在するらしいです。2週間。だから、1人が14人分の役割をするわけです。僕は、白浜は、そういう未来かな。1日は釣りをして、1日は泳いでいただいて、1日はゴルフしていただいて、1日は温泉に入ってきていただいて、おいしいものを食べていただいて、そして、たまにはカジノがあれば、カジノに赴いていただいて、そんなリゾート地の過ごし方というのを想像して、それだったら、そこで働く人間も生活していけるんじゃないかなと思う。だから、そのために、私たちは今何をすべきかというのを僕はいつも考えているんです。あんまり結論は出ませんけど。

最後に、どうか、町長の30年後、もう恐らく我々はいませんがね。30年後、50年

後の白浜ってどうよと。そんなことを想像してられたら1つ教えてください、最後に。

○議 長

再々質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

白浜町の30年後、50年後という話でございますけれども、先般の町政報告会でも、現在の白浜町の人口約2万2,000人としますと、2060年にはもう1万4,507人まで減ると。これはもう事実だと思います。やはり、何もしなければもっと減ると思いますけれども、やはり1万4,507人という数字が現実を物語っていると思いますけれども、やはり白浜は其中でも輝ける町でありたい。消滅する町とは考えておりませんし、そうやってはいけないと思っております。

そのためにも、やはり私は行政だけではなかなか限界といいますか、できませんので、やはり民間活力をいかに取り入れるか。先ほどの京大の先生の話も出ましたが、この白浜町には元気な方がいっぱいいらっしゃいます。もう議員も多分ご存じの方がいっぱいいると思いますけども、民間主導で、昨年からことしにかけてやっていただいたイベントというのは多々あるんですね。そういうことも含めて非常に活性化になっているなど。新しいまちづくりの機運といいますか、動きが出てきているなど思っております。

議員の皆様にも、そういうところもぜひ見ていただいて、白浜町はやはりこれからは、1つの大きな目標、それはやはり私の掲げている、世界に誇れる観光リゾート、これをやはり構築していきたいというふうな思いがございます。まだまだ道半ばではございますけれども、やはり、今、そういうふうな1つの流れといいますか、いい方向にも来ていると思います。やはり、今までと同じようなイベントだけでは僕はあかんと思いますので、やはりこれを皆さんとともに変える、あるいは見直す、あるいはまた新しいイベント行事を取り入れていく。こういうことも1つの方法だと思います。

空港もありますよね。しかし、この空港もまだまだ利活用できないと思います。そういう意味では、これから国際便のチャーター便の可能性も出てきております。県の力、国の力を借りて、やはり白浜町独自のまちづくりをしていかなければ、未来に、子どもたちの世代に、白浜町の新しい、この観光もそうですし、農林水産業のこの発展にもつながっていかないのではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、行政が幾ら旗を振って、こうせえ、ああせえと言ってもなかなかこれはうまくいかない。こういうケースが結構ございましたので、行政主導ももちろん大事ですけれども、もちろん、私はリーダーシップを発揮していきますけれども、やはり皆様方からの、いろんな知恵とかアイデアを出していただいて、それが1つになれば、行動もアクションも起こせると思いますし、いろんなご意見がある中で、何を優先していくかということだと思います。優先順位を見極めながら、観光であれば何を来年度は一番の軸において、それをテーマにしてやっていくんだということが一番問われているのではないのでしょうか。

私の考えは、今、申し上げましたように、やはり官民、そしてまた産官学労言というこの組織が1つになってくれば、もっとおもしろい元気のある活気のある白浜町が実現できるのではないかなというふうに思っておりますので、議員の皆様方のご指導もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議 長

それでは、当局の答弁が終わりました。

以上をもって、玉置君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中でございますが、本日はこれをもって散会とし、次回は明日でございます
12月15日木曜日、午前9時30分に開会したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議 長

それでは、異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会をいたします。

次回は、12月15日木曜日、午前9時30分に開会をいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

議長 溝口 耕太郎は、16時14分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 28 年 12 月 14 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員